

**福知山市立学校教育改革推進プログラム
後期計画**

(平成28年度～平成32年度)

福知山市教育委員会

福知山市立学校教育改革推進プログラム

後期計画（目次）（H 2 8 ～ 3 2）

はじめに	1
第 1 学校教育を取り巻く状況	2
1 学校教育制度の動向	2
2 福知山市の現状と社会状況	3
3 本市の子どもたちの状況	4
4 前期計画の進捗状況	5
5 本市の教育目標とシームレス学園構想	9
第 2 教育内容の充実 【後期計画】	10
1 知・徳・体をはぐくむシームレス学園構想の推進	10
2 教育の推進	11
第 3 学校の小（過小）規模化と学級の少人数化の状況と課題	14
1 小（過小）規模化と学級の少人数化の状況	14
2 学校の役割と学校の小（過小）規模化に伴う課題	16
第 4 学校の適正規模・適正配置における市立学校の再編 【後期計画】	17
1 市立学校再編の基本的な考え方	17
2 学校再編等に係る後期の実施計画	19
第 5 長期的な視野に立った福知山市の学校の在り方の検討	21
1 新たな諮問機関「第 2 次福知山市学校教育審議会」の立ち上げ	21
関連資料	22
用語解説	35

はじめに

福知山市教育委員会では、義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもたちが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障するため、平成 23 年 6 月、福知山市立学校教育改革推進プログラムを策定し、教育内容の充実と市立学校の再編についての考え方を市民の皆様に提案してまいりました。

社会の急速な変化や少子化が進む中で、今ある教育課題を検討するため、平成 20 年 2 月、福知山市学校教育審議会を設置し、「今後の福知山市学校教育のあり方に関すること」並びに「市立学校の適正規模及び適正配置のあり方に関すること」について諮問しました。延べ 18 回にわたる審議を行い、「本市の少子化の進行等の状況から学校規模及び配置の適正化は避けることのできない問題であり、将来を見据えた適切な対応が必要である。」との答申を受け、本市教育委員会が策定したものが、この市立学校教育改革推進プログラムです。

このたび、市審議会の視点を尊重して策定された本プログラムの「基本方針」を引き継ぎ、平成 23 年度から平成 27 年度までの「前期計画」を検証し、未来を生きる子どもたちのよりよい教育環境を整備するため、平成 27 年 1 月におよそ 60 年ぶりに文部科学省より示された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」も参酌した上で、平成 28 年度から平成 32 年度までの今後 5 年間に進める「後期計画」を新たに市民の皆様にお示しし、ご理解とご協力を得ながら実現をめざします。

福知山市教育委員会

第1 学校教育を取り巻く状況

1 学校教育制度の動向

教育を取り巻く環境の大きな変化と子どもや家庭、地域の状況に散見される教育に関する多くの課題が指摘される中、平成18年12月、教育基本法が60年ぶりに改正され、今後の教育のあるべき姿や新しい教育の理念が示されました。また、教育基本法の改正を受け、平成19年には教育三法の改正、平成20年には、新しい学習指導要領が告示されるとともに、改正教育基本法に基づく教育振興基本計画が策定されました。

改正学校教育法では、教育基本法の新たな理念を踏まえ、義務教育の目的や目標を見直し、基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれを活用した思考力・判断力・表現力、学習意欲を学力の重要な要素と明示しています。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実等について示されました。後に同法の一部を改正する法律が平成27年4月に施行され、新たな教育委員会制度のもと首長が主宰する総合教育会議において教育行政に関する大綱を定めるなどの協議・調整を行うこととしています。

さらに、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正では、教員免許更新制の導入や指導が不適切な教員の人事管理の厳格化など、教員の資質能力の保持や教育水準の維持、教育への信頼性の向上を図る観点で見直しが図られました。

改正教育基本法と改正学校教育法の規定を踏まえ、新しい学習指導要領の改訂では、小・中学校及び高等学校において教育内容に関する主な改善事項として、国語科をはじめとする各教科等での言語活動の充実、理数教育の充実、道徳教育の充実、小学校5・6年生で外国語活動を導入するといった外国語教育の充実などが示されました。

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の基本的な方針等について政府が定めた教育振興基本計画は、平成20年度からの5年間を第1期、平成25年度から平成29年度までの5年間を第2期として、「義務教育修了までにすべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる」「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」という2つの目標を掲げています。この計画を受け、地方公共団体では地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが努力義務とされ、京都府でも平成23年度から10年間を通じた京都府の教育の基本理念を掲げた京都府教育振興プランを策定しています。

近年の学校教育を取り巻く課題は、「いじめ防止対策推進法」の施行によるいじめの未然防止や根絶に向けた取組、不登校の未然防止や解消、子ども・子育て支援法の制定、子どもの貧困化対策、特別支援教育の推進、食育の推進、平成30年度からの「特別の教科 道徳」としての位置付け、小1プロブレム*や中1ギャップ*の問題、平成27年1月に通知されたおよそ60年ぶりの見直しとなる学校再編に関わる指針「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の策定、学校教育法の一部改正による平成28年度から施行される小中一貫教育を行う新たな学校の種類「義務教育学校*」の制度化など、時代の流れとともに多岐にわたってきています。

* = 巻末に用語解説あり

2 福知山市の現状と社会状況

平成 26 年版福知山市統計書によると、本市の人口の推移は、平成 18 年の市町村合併により 81,000 人を超える人口から年々減少をたどり、平成 26 年には、79,000 人（平成 22 年の国勢調査を基礎とした推計人口）を割り込むまで減少しています。

また、本市の平成 20 年以降の年毎の出生数は 700～800 人台を推移しており、15 歳未満の人口とその割合は、平成 2 年は、約 12,800 人で全体の 19.2%でしたが、平成 22 年では、約 11,300 人で市全体の人口に占める割合は 14.2%にまで減少しています。一方、65 歳以上の人口とその割合は、平成 2 年は、1 万人弱で 14.9%でしたが、平成 22 年には、2 万人を超え市全体の人口に占める割合は 26.3%まで増加しています。このことから福知山市でも人口の減少と少子高齢化の問題は、急速に進んでいるといえます。特に市の周辺部では、少子高齢化と過疎化に伴って学校の小規模化が進み、複式学級の設置を余儀なくされている小学校があります。【資料 1】

社会に目を向けると、情報技術は、I T（情報技術）から I C T（情報通信技術）へと変化し、一方から一方へ情報を伝えるだけでなく、他方向の情報受発信するための技術へと進化してきています。パソコンや携帯電話・スマートフォンなどの普及によりインターネットの活用による情報化は急速に進展し、個人が正しい情報を見極めることなど、一人一人の情報モラルのあり方が問われています。子どもたちの生活においても例外ではなく、SNS などによる有害情報の氾濫やネットいじめなど様々な問題が懸念されています。また、メールやチャットなどのコミュニケーションツールの広がりには利便性があるものの、会話によって人とつながる機会が奪われ、人間関係の希薄化や言葉の力の育成などにも影響を及ぼしています。

また、子どもの貧困化も大きな問題となっています。親の収入の格差によって、貧困家庭の子どもたちは学びたくても学べない状況となり、さらに貧困は、子どもの学ぶ意欲を低下させることにもつながりかねず、教育の機会均等の面からも重大な課題となっています。

このような少子高齢化、高度情報化、経済状況の悪化など、社会状況や家庭状況が大きく変化する中、公教育においてすべての子どもたちに、基礎基本となる学力の定着や学ぶ意欲の向上、時代の変化に適応した教育を推進し、一人一人の子どもたちがもつ可能性を広げ、夢を実現できる力を育てることが重要です。また、様々な体験を通して周りの人々とつながり、自尊感情を高め、コミュニケーション能力を育成することも求められています。

3 本市の子どもたちの状況

平成 27 年度 4 月に実施した「全国学力・学習状況調査（小学 6 年生・中学 3 年生で国語・算数（数学）・理科を実施）」等をもとに、本市の子どもたちの現状についてまとめると、学力面では、小学 6 年生においては、どの教科でも全国平均を上回っていますが、中学 3 年生においては、国語は全国平均を上回っているものの、数学と理科は全国を下回っています。小・中学生のいずれも、全国的な傾向と同様、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する能力にやや課題が見られます。

学校での学習については、「国語、算数・数学、理科、読書が好きか」という設問に対しては、「当てはまる」と答えた割合が、小学生では「国語・読書」で全国よりやや低く、中学生では、「国語・数学・理科」で全国より低くなっており、学習に対する意欲の低下が懸念されます。また、授業の中で、「話し合い活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているか」については、小・中学生ともに「そう思う」と答えた割合が全国よりも高く、思考力・判断力・表現力を高めようとする授業改善が進んでいるととらえることができます。

家庭での生活習慣では、「家や図書館で読書をしている時間」では、普段 30 分以上読書をしていると答えた割合が、小・中学生ともに全国に比べて低く、「家庭での学習時間」では、普段 1 時間以上学習していると答えた割合が、小学生では全国よりやや上回っているものの、中学生では下回っています。また、中学 3 年生で、スマートフォンや携帯電話を持っている生徒の割合は全国平均よりやや低く、通話やメール、インターネットを 1 日あたり 1 時間以上すると答えた生徒の割合は、全国平均よりやや高いという結果となりました。

子どもたちの意識の面では、「ものごとを最後までやりとげ、うれしかったことがある」といった自己実現について中学生でやや下回り、また「自分にはよいところがある」といった自尊感情については「当てはまる」と答えた割合が、小・中学生ともに全国よりも高くなっています。また、「人の役に立つ人になりたい」という他者貢献についても、「当てはまる」と答えた割合が小学生では全国より高く、中学生でやや低くなっています。【資料 2】

次に本市の貧困率の状況は、小・中学校では、平成 26 年 5 月 1 日現在で要保護世帯と準要保護世帯をあわせた保護世帯率は、21%となっており、5 世帯のうち 1 世帯は援助家庭ということになり、子どもの貧困化が懸念される状況です。国レベルでは平成 26 年度の子どもの貧困率は 16%を超え、子どもの 6 人に 1 人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしていることとなります。とりわけ、ひとり親世帯の貧困率は 55%にものぼり、極めて厳しい結果となっています。

全国的な子どもたちの心と体の発達の面に目を向けると、まず、体の面では、文科省の学校衛生統計及び文部科学省の学校保健統計調査によると、身長や体重の平均値で、学校衛生統計が始まった昭和 23 年度の男女の平均値と平成 26 年度の男女の平均値を比較すると、およそ 2～3 歳の身体的な発達の早期化が見られます。

次に、心の面では、文部科学省の義務教育に関する意識調査（平成 17 年）によると、小学 5 年生と中学 1 年生において、「学校に通うのがとても楽しい」と答えた児童生徒の割合が減少しています。また、文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問

題に関する調査（平成 25 年）によると、暴力行為の加害児童生徒数、いじめの認知件数及び不登校児童生徒数はいずれも中学 1 年生段階で急増しています。【資料 3】

このように、本市の子どもたちにとって、学ぶ意欲や自尊感情は、はぐくまなければならない課題であるといえます。さらに、いわゆる小学 4～5 年生で迎える「10 歳の壁」や「中 1 ギャップ*」、調査から見えてくる子どもたちの心身発達の早期化、規範意識の低下は、本市の子どもたちにとっても例外ではなく、子どもたちの身体的、精神的な発達に応じた教育が必要であるといえます。

4 前期計画（平成 23 年度～27 年度の 5 年間）の進捗状況

平成 23 年 6 月に策定された福知山市立学校教育改革推進プログラムでは、子どもたちの成長にとって望ましい学校教育環境の実現を目指すために、「教育内容の充実」と「市立学校の再編」の 2 つの施策を車の両輪として推進するとしています。前期計画における、「教育内容の充実」として掲げた 6 つの項目の主な取組と現状及び「市立学校の再編」に関わる実施計画の進捗状況を以下のようにまとめました。

（１） 「教育内容の充実」についての進捗状況

教育基本法や学校教育法の改正により、教育の目的や目標が見直され、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」や「それを活用した思考力・判断力・表現力」、「学習意欲」を学力の重要な 3 要素としました。全国的な傾向但也有ありますが、本市でも活用力についての課題が見られ、学校では、その育成のための授業改善が進み、授業や指導形態が工夫され、「学び方を学ぶ」といった、よりアクティブな学習に向かって教育環境が整ってきています。

また、本市では「保幼小中一貫・連携教育（シームレス学園構想）」を中核とした様々な施策や取組により、「確かな学力・質の高い学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」の調和のとれた育成を図り、社会の変化に対応できる「生きる力」を備えた人材を育てることをめざしてきました。

ア 学力の充実・向上

（主な取組）

- ・ 保幼小中一貫・連携教育「シームレス学園構想」の導入によるまなびの連続性をもたせた教育の工夫や中学校ブロックを単位とした合同行事や合同学習、乗り入れ授業等の実施
- ・ 「子どものための京都式少人数教育」を活用し、複数の教師が役割分担して授業を行うティームティーチングやグループ分けして少ない人数で授業を行う少人数授業、30 人程度の学級編制を行う少人数学級編制など、きめ細かな指導の充実
- ・ 全国や府の学力調査結果をもとにした授業改善や授業研究等による指導力の向上
- ・ 言語活動の充実による「ことばの力」の育成や読書活動の充実

(現状)

本市の児童生徒の学力状況は、平成 27 年度全国学力・学習状況調査の結果によると、小学 6 年生においては、国語、算数、理科とも全国平均を上回っています。中学 3 年生においては、国語は全国平均を上回っていますが、数学と理科は全国平均をやや下回っています。全国的な傾向でもあります。特に、知識・技能等を様々な場面に活用する力に課題があり、引き続き、授業改善等に取り組む必要があります。(3 本市の子どもたちの状況 参照)

「子どものための京都式少人数教育」については、少人数学級編制に取り組んでいるのは、小学校 8 校 (19 学年)、中学校 1 校 (1 学年) で、少人数指導を行っているのは、小学校 6 校、中学校 4 校となっています。

「シームレス学園構想」については、施設一体型小中一貫校の夜久野学園をはじめとして、各中学校ブロックで特色ある小中一貫・連携教育の取組が進んでおり、夜久野学園を除く全ての中学校に小中連携加配をおき、ブロック内の小学校において外国語活動や算数科などで中学校の教師による乗り入れ授業が行われています。

イ 心身ともに健やかな子どもの育成

(主な取組)

- ・ 「いじめ防止対策推進法」の成立を受け、本市いじめ防止基本方針、各校におけるいじめ防止基本方針に基づき、家庭・地域・学校・関係機関が連携のもと、いじめの早期発見・早期対応といじめの根絶に向けた取組の推進
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、まなび・生活アドバイザー、相談員の増員による教育相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会との連携等、不登校の解消に向けた取組の推進
- ・ 平成 25 年度からの市内公立小中学校での完全給食の実施や家庭や地域社会と連携した食育の推進

(現状)

全中学校と 3 小学校へのスクールカウンセラーの配置や福知山市教育相談室への臨床心理士 3 名の配置による教育相談体制の充実による心の安定基地づくりやいじめ防止基本方針に基づく取組の推進をはかり、個々に応じた支援や組織的対応に努めています。

市内各校の調査によると、いじめの認知件数は、小中学校ともに減少の傾向にあり、不登校の出現率は、小学校で若干の増加傾向にあるものの、中学校では減少しています。今後も引き続き、いじめの根絶や不登校の解消のため早期発見・早期対応による未然防止に取り組む必要があります。

ウ 特別支援教育の推進

(主な取組)

- ・ 障害に対する理解と発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導支援
- ・ 就学前から就労に至るまでの一貫した特別支援教育の推進

(現状)

各校において特別支援コーディネーターを任命し、有効活用を図っています。
また、特別支援教育総合推進事業グランドモデル地域指定により、就学前や思春期におけるスクリーニング等を通じた関係機関との連携や移行期支援シート等の活用による校種間の連携強化や校・園内体制の充実を図っています。

通級指導教室（幼児部 3 教室、小学校 7 教室、中学校 4 教室）の機能の充実を図っています。

エ 幼稚園教育の充実

(主な取組)

- ・ 平成 26 年度から市立幼稚園再編計画による市内 3 園体制・3 年保育・3 才児保育の実施と新しい 3 年保育の教育課程の編成
- ・ 「アプローチカリキュラム」と「スタートカリキュラム」による幼稚園から小学校への円滑な接続と連携の強化

(現状)

通園区域の制限を廃止し、平成 27 年度より市立幼稚園 3 園体制（昭和・福知山・成仁）に再編しました。3 歳児 25 名、4 歳児 30 名、5 歳児 35 名を定員（昭和は 4・5 歳児 2 学級）とし、複数年保育を実施しています。また、中学校ブロック内の小・中学校と授業や行事等での交流をとおして連携を深めています。

オ 学校教育環境の整備

(主な取組)

- ・ 学校施設の耐震改修やバリアフリーの整備、小中学校・幼稚園への空調設備の設置
- ・ 通学路の安全対策と見守り活動への支援

(現状)

平成 26 年度末での学校施設の耐震化率は、小学校 98.7%、中学校 97.3%、幼稚園 100%。また、空調設備は、平成 25 年から 5 年間での設置完了を目指します。

安心安全メールでの情報発信や関係機関と連携した通学路における危険箇所の点検を実施し、学校安全に対する取組を進めています。また、全ての市立小学校区に地域見守り隊が編制され、日々の登下校等での見守り活動が展開されています。

カ 「教育のまち 福知山」の推進

(主な取組)

- ・ 家族のふれあいや絆を深め、市民総がかりで子どもたちの健全育成を目指すため、毎月 11 日を「家族だんらんの日」とした取組の推進
- ・ 放課後児童クラブの推進
- ・ 学校運営や学校の課題に対して広く保護者や地域の方々が参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を活用したコミュニティ・スクール*の指定

(現状)

あいさつ運動をはじめとして「家族だんらんの日」の啓発活動を進め、「毎月 11 日」の定着を図っています。また、平成 28 年度に全放課後児童クラブを 6 年生まで受け入れを拡大する予定です。

学校運営協議会制度については、美河小学校を指定し、取り組んでいます。

(2) 「市立学校の再編」についての進捗状況

次に、「市立学校の再編」では、「保護者、地域住民の理解と協力を得て進めることが大切なこと」「子どもたちの成長を考えるとできるだけ早い対応が必要なこと」から要望のある地域の学校を早期に進めることを基本方針として、複式学級の解消（特に二つの複式学級が設置される学校が対象）を念頭におき、学校再編を進めてきました。

前期計画からの市立学校の再編による学校統合の状況は、平成 25 年度に、精華小学校・育英小学校・明正小学校の旧夜久野 3 小学校を統合し、夜久野中学校との、本市で初の施設一体型小中一貫校である夜久野学園（通称）が開校しました。夜久野学園は開校以来、義務教育 9 年間を連続した期間としてとらえ、発達段階に応じた指導の工夫により、「進路」「学力」「生徒指導」の成果を上げ、福知山市のシームレス学園構想のパイロット校的な役割を担っています。

また、平成 26 年度末をもって川合小学校が細見小学校と、三岳小学校が上川口小学校と統合し、前期計画最終年度となる平成 27 年度の学校数は、小学校で 22 校、中学校で 9 校となっています。いずれの学校再編も地元の要望を受け、保護者、地域住民の理解と協力を得ながら、丁寧に協議を進め円滑な統合を図ってきました。

前期計画では、市内小学校を 26 校から 21 校への再編を目途としていましたが、平成 26 年度末で 22 校への再編という状況となっています。

前期計画（H23～H27 の 5 年間）における学校再編の状況

学校名	H23	H24	H25	H26	H27	H28～
精華小学校		→	小中一貫校 夜久野学園 開校			
育英小学校		→				
明正小学校		→				
夜久野中学校		→				
川合小学校				→	細見小学校と統合	→
三岳小学校				→	上川口小学校と統合	→

5 本市の教育目標とシームレス学園構想

本市の教育は「人づくり」を基本としています。教育基本法の第一条「教育の目的」と関連づけて設定された本市の教育目標を「自分のために（自己実現） 人のために（他者貢献） 社会のために（社会貢献） 共に幸せを生きる人材の育成」と定めています。教育によって学んだことを、自分の幸せや夢の実現のため（自己実現）に活かすだけでなく、人のため（他者貢献）に、社会のため（社会貢献）に活かそうとする志をもった市民が育つまち、そんな市民を育てようとする気風のあるまちが、永年にわたって謳われている「教育のまち福知山」です。

また、本市の学校教育の重点施策として「保幼小中一貫・連携教育（シームレス学園構想）」の推進を掲げています。これは、学校教育の課題（学力不振・不登校・いじめ等）の解消・解決をするために、子どもがつまずきやすい、校種間の移行期や成長の節目の段差をなだらかにし、円滑な接続を図ることをめざすものです。

本市では、学習指導要領で示す小学校 6 年間、中学校 3 年間の教育・学習内容を一体としてとらえることを基本に、「小中学校がブロックとして共通の目標（めざす子ども像）をもつこと」「つけるべき力（評価・評定）の共有化が図られ、その実現に向けた指導方法や評価方法の系統性が図られていること」「小中学校が協働・連携した実践を進めていること」の 3 要素がある教育を小中一貫・連携教育と定義し、また、施設一体型で小中一貫・連携教育を行う学校を「小中一貫校」と考えています。

シームレス学園構想は、幼稚園（保育所）から中学校までの一貫した指導により、「学び」と「育ち」の土台をしっかりと築き、学校が抱える学力・生徒指導上等の今日的課題を克服し、未来に生きる力を育成するものです。

子どもの発達や子どもを取り巻く環境（家庭・地域社会・学校（園）等とのつながり）を意識し、

- 学びの連続性を大切にした教育の工夫
- 学校・教職員の連携強化による教育の工夫
- 社会総がかりで取り組む教育の工夫

によって、「確かな学力・質の高い学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」の調和のとれた育成を図り、生涯にわたる学習の基礎を培い、「生きる力」を備えた人間の育成をめざしています。

また、学校再編の方向の一つとして、平成 25 年度に開校した夜久野学園（通称）が唯一の施設一体型小中一貫校となっていますが、平成 26 年度から国の教育課程特例校制度を受け、全学年において英会話の学習を行ったり、地域との関わりを通してふるさとのことについて学ぶ地域連携、義務教育 6-3 制を 4-3-2 制といった指導の工夫を行ったりしています。この夜久野学園の成果検証をもとに、平成 28 年度からの学校教育法の一部改正による小中一貫校の制度化を受け、学校規模や地域的な要件が適している地域において、施設一体型小中一貫校の設置を推進し、小中一貫教育を目的とした新しい学校の種類である「義務教育学校*」の設立をめざします。

第2 教育内容の充実 【後期計画】

1 知・徳・体をはぐくむ「シームレス学園構想」の推進

本市の「シームレス学園構想（保幼小中一貫・連携教育）」では「つなぐ・つながる」をキーワードとして、現代を生きる子どもたちの発達や課題、子どもたちを取り巻く環境を意識し、「シームレス学園構想」による教育の工夫に取り組んでいます。

「シームレス学園構想」のねらいは、

- (1) 9年間の共通の目標を設定し、その実現を図ることと、確かな学力を基盤に豊かな学習を創出することで、子どもたちの可能性（夢）を広げ高める。
- (2) 9年間を見通し（幼児期・学童期・思春期とその移行期を意識し）、子どもの発達段階に応じた指導方法を貫くことで、学びへの意欲を高め、子どもたちを鍛えるとともに、社会性の育成を図る。
- (3) 異年齢の児童生徒や地域社会との合同事業等で、豊かな心の育成を図る。
- (4) 小中学校の教師が、互いに連携し、合同で事業等を進めること（小中一貫校では1つの職員室で日常業務を遂行すること）で、シームレス（つなぎ目のない）な指導を実践し、子どもたちの豊かな成長を創造する。

として、義務教育の出口となる「進路実現」、一人一人に確かな学力を育成する「学力・学習状況」、中1ギャップ*など不登校・いじめ・問題事象を解消する「生徒指導」の3点にこだわった教育を推進しています。

「シームレス学園構想」の導入として、就学前を「学びの基礎期」、小学1年生から4年生の4年間を「基礎充実期」、小学5年生から中学1年生の3年間を「展開期」、中学2年生から中学3年生の2年間を「発展期」とし、義務教育9年間の6-3制を基盤とした、4-3-2年の区切りを学びの工夫としてとらえ、以下のように具体的な「つなぐ・つながる」場面を重視した取組を進めています。

- 指導をつなぐ、指導がつながる。
発達段階を意識した学習指導・生徒指導・人権教育等、指導方法の工夫
- 学習内容をつなぐ、学習内容がつながる。
義務教育9年間の一貫性を意識した学習内容・評価の示し方等の工夫
- 教職員をつなぐ、教職員がつながる。
校種間の連携強化を意識した研修や交流等の工夫
- 学校（園）をつなぐ、学校（園）がつながる。
義務教育9年間と、その前後の保育所・幼稚園・高等学校との連携強化を意識した取組等の工夫
- 家庭・地域社会・学校（園）をつなぐ、家庭・地域社会・学校（園）がつながる。
企業や公的な機関等も含む地域社会や家庭との協働、社会総がかり・包み込まれているという感覚を意識した取組等の工夫

このような「シームレス学園構想」における「つなぐ・つながる」取組をとおして、社会の変化に対応できる「生きる力」を備えた、福知山市の教育目標に掲げる人材の育成を図っています。【資料 4】

2 教育の推進

市学校教育審議会答申では、「教育内容の充実」と「学校の適正規模・適正配置のあり方」を提言しました。この二つの施策を車の両輪とし、推進する指針として学校教育改革推進プログラムが策定されました。

前期計画では、「知・徳・体」にかかわる教育の取組の充実について項目を挙げて示しています。後期計画では、前期計画の取組の中間見直しを行い、さらなる本市教育の充実のために「学校教育の重点」をもとにした施策の具体的な方向性を以下に示します。

(1) 確かな学力を育てる教育の推進

- ・ 保幼小中一貫・連携教育の推進（各中学校ブロックでの「シームレス学園構想」から「特色あるシームレス教育」の確立へ）
- ・ 様々な体験活動の工夫による生涯の「学びの基礎づくり」としての幼児教育の充実
（幼稚園再編計画による平成 27 年度からの市内 3 園体制・3 歳児保育・3 年保育）
- ・ 個に応じた指導の充実による基礎的・基本的な指導の充実
- ・ 児童生徒の発達段階を踏まえた校種間連携や家庭との連携による基本的生活習慣や家庭学習習慣の定着
- ・ 個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など、「子どものための京都式少人数教育」を活用した指導方法や組織的な指導体制の工夫による学力の充実・向上と自ら学ぶ意欲の育成
- ・ 互いの考えを伝え合い、自分の考えを発展させるなど言語活動を重視した、各教科等の学習活動の充実や活用する力の育成
- ・ とともに学び合い、望ましい人間関係の育成を図る学級経営の充実
- ・ 学校図書館の機能充実による主体的な学習活動や読書活動を通じた創造力・表現力の育成
- ・ 一部教科担任制の導入（小学校 5・6 年）、乗り入れ授業の充実（小中連携）
- ・ アクティブ・ラーニング*の積極的な活用
- ・ 「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の視点を重視

(2) 一人一人を大切に、個性や能力を伸ばす教育の推進

- ・ 自己の特性に気付かせ、より豊かに自己を生かそうとする能力や態度の育成
- ・ 望ましい職業観や勤労観を身に付けさせ、社会人としての基礎的資質・能力の育成を図るキャリア教育の推進
- ・ 障害に対する理解と発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導支援
（インクルーシブ教育システム*の構築・合理的配慮*をキーワードに）
- ・ 自己実現や社会参加をめざした就学前から就労に至るまでの一貫した特別支援

教育の推進

- ・ 小規模校及び複式形態の特性を生かした教育活動の推進
- ・ 経済的に困難な状況にある子どもへの支援の充実
- ・ 21世紀型能力*をはぐくむ視点を踏まえた教育課程の構造化（基礎力・思考力・実践力の育成）

（３） 豊かな人間性と社会性を育てる教育の推進

- ・ 道德教育推進教師を中心とした校内体制の充実と道德の時間（「特別の教科 道德」）を要とし、教育活動全体を通じた適切な指導と評価
- ・ 児童生徒の心に響く、豊かな体験活動を生かした多様な指導
- ・ 郷土の自然、歴史、先人などに関する体験的な学習の重視と郷土及び我が国の文化や伝統を尊重し、地域の将来を担う人材の育成
- ・ きめ細かな幼児・児童・生徒の生活実態の把握や内面理解のもと、生命や人権の尊重を基盤とした判断力と実践力の育成
- ・ 同和教育の成果と手法への評価を踏まえ、自他を尊重し、主体的に行動・実践する人権教育の推進
- ・ 目的を持たせ、自ら学校生活を充実しようとする積極的な生徒指導の推進
- ・ 学校・園生活全体を通して、集団生活や社会のきまりを守ることの大切さなど規範意識を育てる指導の推進
- ・ 京都式「ふるまいの教育」（法やルールに関する教育）の推進
- ・ 組織的な教育相談活動など校内指導体制の充実と適応指導教室「けやき広場」等関係機関との連携による不登校の未然防止に向けた積極的な取組の推進
- ・ いじめ・暴力行為の未然防止のための日常的な児童生徒への声かけや学級経営の工夫改善、情報の共有と迅速で組織的な対応、警察等の関係機関との連携による解決に向けた取組の推進
- ・ 地域とともにある学校づくりのため学校運営協議会制度を活用したコミュニティ・スクール*の導入促進
- ・ 人との関わりやつながりを体験的に学ぶことを通して、人への思いやり、命を大切に作る心や実践力、コミュニケーション能力の育成の重視
（教育課程の特例等を活用した小中の異年齢活動、園児や幼児・高齢者・障害のある人・地域社会・事業所などとの多様な交流活動の推進）
- ・ 「義務教育学校*」及び「小中一貫型小学校・中学校(仮称)*」における小中一貫教育を目的とした独自教科の創設

（４） 健やかな体を育てる教育の推進

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、豊かで楽しい運動経験を通じた体力づくりなど体力・運動能力の向上や体育・スポーツ活動、芸術文化活動の活性化を図る様々な取組の充実
- ・ 心身の健康保持増進と安全で衛生的な環境づくりを推進するための保健学習と保健指導の充実
- ・ 食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導の充実
- ・ 防災教育の指導を通して危険予測・回避能力を高め、自ら安全な生活を営ませ

るための安全教育と安全管理の充実

- ・ 家庭・地域社会・関係機関との連携や学校・園独自の「危険等発生時対処要領」の検証と改善による幼児・児童・生徒の安全確保の徹底と危機管理体制の強化

(5) 社会の変化や現代的課題に対応する教育の推進

- ・ 環境問題やエネルギー問題、地域社会への関心を高め、持続可能な社会をめざす実践的な教育（E S D等）の充実
- ・ 情報モラルの育成を基盤としたコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用力を高める指導の充実
- ・ コンピュタールームでの I C T教育からタブレット端末等を活用したよりアクティブな I C T教育への転換
- ・ 国際社会に生きる日本人としての自覚を育て、外国の人々とのコミュニケーション能力や異文化を理解・尊重する態度の育成を図るための多様な学習の充実によるグローバル人材の育成
- ・ 外国語活動や英語教育の充実による義務教育終了時、英検 3 級（中学卒業程度）～5 級（中学初級程度）以上の英語力の育成
- ・ 「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の推進
- ・ 社会的自立と社会参画意識（主権者教育）の基礎をはぐくむ教育の推進

(6) 魅力ある学校・園・学園づくりと教職員の資質能力の向上

- ・ 校・園長のリーダーシップの下、教職員や多様な人材の専門性を生かし、複雑な学校課題の解決に取り組む、「チーム学校」としての組織的な指導体制の整備
- ・ 幼児・児童・生徒の実態把握と分析による課題解決のための校内研修の充実
- ・ 生活や学習に関する保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校、それぞれの接続期の指導の工夫
- ・ 保幼小中合同の授業研究・研修会の実施による指導方法の連続性の確保と目標や指導計画の見直しと改善による中学校ブロックでの保幼小中一貫・連携教育「特色あるシームレス教育」の推進
- ・ 中堅教職員を核とした若手教職員の人材育成のための勤務校研修の充実
- ・ 教職員評価制度や学校評価制度を活用した指導力の向上と開かれた学校づくりの推進
- ・ 今日的な教育課題について研究し、その成果を本市教育に反映させる中堅教員の研究組織「プロジェクト F」による人材育成
- ・ 本市教育委員会並びに学校教育振興会、京都府教育委員会、京都府総合教育センター等が実施する研修会などの公的研修会への主体的な参加と研修成果の波及
- ・ 従来の中学校区ごとの小中一貫・連携教育に対する意識の高揚を図り、「中学校ブロック」の共通の小中一貫・連携教育目標とめざす子ども像の確立
- ・ 制度化された小中一貫教育を行うことを目的とする「義務教育学校*」及び「小中一貫型小学校・中学校（仮称）*」の設置
- ・ 「義務教育学校*」及び「小中一貫型小学校・中学校（仮称）*」における小中一貫教育の実施による様々な成果や効果の積極的な普及

第3 学校の小（過小）規模化と学級の少人数化の状況と課題

1 小（過小）規模化と学級の少人数化の状況

文部科学省の平成 27 年度学校基本調査によると、全国の小学校の在籍者数は、654 万 3 千人で前年度より 5 万 7 千人の減少、また、中学校の在籍者数は、346 万 5 千人で前年度より 3 万 9 千人減少で、いずれも過去最低を更新し、全国的にも少子化の流れをたどっています。

本市における児童生徒数の第 2 次ピークは、小学校で昭和 57 年の 7,749 人、中学校で昭和 61 年の 3,925 人となっています。平成 27 年度の本市の児童生徒数と比較してみると、平成 27 年度の小学校の児童数は 4,319 人で第 2 次ピーク時と比較すると約 55.7%（3,430 人減少）となっています。また、平成 27 年度の中学校の生徒数は 2,186 人で第 2 次ピーク時と比較すると約 55.7%（1,739 人減少）となっており、児童生徒数ともに第 2 次ピーク時の約 56%となっています。【資料 5】

本市の平成 27 年から平成 33 年までの児童生徒数の推移をみると、小学校の児童数は 166 人の増加、中学校の生徒数は 45 人の減少で、児童生徒数をあわせると 121 人の増加となります。全体的には、年毎に微かな増減を繰り返し、横ばい傾向となっています。

本市の平成 27 年度の児童生徒数の状況は、学校教育改革推進プログラムの前期計画であげた児童生徒数の状況（平成 23 年度）と比較しても小学校の児童数で 292 人、中学校の生徒数で 85 人減少しています。

平成 27 年度の複式学級設置校（※京都府基準）は、小学校で 7 校（天津小学校、中六人部小学校、金谷小学校、佐賀小学校、菟原小学校、美鈴小学校、有仁小学校）で、中学校の複式学級の設置校は、ありません。平成 33 年度に複式学級設置が見込まれる小学校は、平成 27 年度の複式学級設置校に上六人部小学校と細見小学校を加えた 9 校となっています。また、平成 27 年度の上六人部小学校と金谷小学校は、在籍児童のいない学年（欠学年）がそれぞれ 1 学年あります。（上六人部小学校は第 2 学年、金谷小学校は第 3 学年）【資料 6】

なお、平成 27 年度学校基本調査によると、京都府内の公立小学校数（京都市を含む）は 391 校（分校 4 校を含む）で、複式学級は 29 学級設置されており、その内、福知山市の小学校数は 22 校で、複式学級は 7 学級設置されています。府内に占める本市の複式学級の割合は、約 24%にあたり、府内の複式学級の約 1/4 が福知山市にあるといえます。この割合は、府内の市町村の中でも高い割合となっています。

平成 27 年度の本市の市立学校の 1 校あたりの平均児童生徒数は、小学校が約 196 人、中学校が約 243 人であり、平成 26 年度の府内公立学校（京都市立学校を除く）と比較すると平均児童数は府の約 70%（府約 281 人）、平均生徒数は府の約 73%（府 331 人）となっています。前期計画で提示した数と比較すると、平均生徒数は大きな変化はありませんが、平均児童数は 5 名増えており、学校再編での小学校数の減少によるものと考えられます。しかし、府内公立学校と比較しても依然として平均児童数が少なく、児童数に対して学校数が多いということが要因といえます。【資料 7】

平成 27 年度現在では、* 1～5 学級の複式学級や欠学年が存在する規模（再編対象規模）の学校が 8 校、*6 学級のクラス替えができない規模（各学年単学級）が 6 校、*12 学級以上の標準的な規模の学校が 8 校となっています。今後、1～5 学級の複式学級や欠学年が存在する規模の学校では、さらに児童数の減少は進み、6 学級のクラス替えができない規模の学校及び 12 学級以上の標準的な規模の学校の一部も児童数が減少する見込みであり、市の周辺部の学校での減少が顕著であるといえます。【資料 8】

一方、学校別に現在の児童生徒数と平成 33 年度の児童生徒数を比較すると、10 名以上増加する見通しとなっている小学校は、惇明小学校（118 名）、昭和小学校（103 名）、遷喬小学校（94 名）、大正小学校（48 名）、雀部小学校（14 名）の 5 校で、中学校は、南陵中学校（91 名）のみとなっており、市の中心部の小・中学校という傾向です。【資料 9】

各校における学校の規模は、将来的に大きな変容は認められず、1～5 学級の規模、6 学級の規模、12 学級以上の規模の 3 極固定化の傾向が続く見込みとなっています。

（* 学級数には、特別支援学級を含まない。）

※ 学級編制と複式学級

複式学級は、児童生徒が著しく少ないため 2 学年を一つにした学級。国の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、2 学年あわせて 16 人以下（小学 1 年生を含む場合や中学校の場合は 8 人）になった場合は、複式学級となる標準的な基準（国基準）を定めています。京都府教育委員会は、この人数を 12 人以下（小学 1 年生を含む場合は 4 人）としている。また、「児童数が 25 人以上の学校は、2 個学年で編制する学級数を 1 とする。」「児童数が 24 人以下の学校は、2 個学年で編制する学級数を 2 以下とする。」など人数の緩和措置（府基準）を実施している。

複式学級編制の実施例（京都府基準）

	児童数							学級数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
H27	3	7	6	7	5	6	34	1	1	1	1		1	5
H28	4	3	7	6	7	5	32	1	1	1	1	1		5
H29	3	4	3	7	6	7	30	1	1		1	1	1	5
H30	5	3	4	3	7	6	28	1	1	1		1	1	5
H31	4	5	3	4	3	7	26	1	1	1	1		1	5
H32	4	4	5	3	4	3	23	1	1		1		1	4
H33	2	4	4	5	3	4	22	1	1	1		1		4

2 学校の役割と学校の小（過小）規模化に伴う課題

学校は、児童生徒の基礎・基本の定着や活用する力の育成、学習意欲の向上など「質の高い学力（知）」、人を思いやり、尊重する心の育成や豊かな感性・情緒の育成、規範意識やコミュニケーション能力等を高めることによる社会性の育成など「豊かな人間性（徳）」、体力の向上や健やかな身体の育成など「たくましく健やかな身体（体）」をはぐくむ場です。また、学校教育の実施にあたっては、前期計画でも述べているとおり、大きく二つの場面で構成されています。一つ目は、教員が児童生徒をその発達段階に応じて「教える場面」、二つ目は、児童生徒が互いに切磋琢磨しながら「学び合い、育ち合う場面」です。

平成 27 年 1 月 27 日に文部科学省より示された「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、小規模校を存続させる場合や学校統合を選択しない場合の方策にも触れていますが、同時に学級数や児童生徒数が少ないことや教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題をあげ、児童生徒に影響を与える可能性について以下の 9 点を示しています。

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積んだりしにくく、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい。
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる。
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある。
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

このように、学級数や児童生徒数、教職員数が少ない学校では、学校運営上の課題が児童生徒に影響を与えることがあり、学校の役割である「知・徳・体」をはぐくみ、「生きる力」を育成するためには、一定の集団の中で児童生徒が互いに切磋琢磨しながら「学び合い、育ち合う」ことが必要となると考えられます。児童生徒は、多様な人間関係の中で他者と折り合ったり協調したりすることをおして「生きる力」を身に付けていきます。

上述のような学級数や児童生徒数、教職員数が少ない学校の課題を解消するためには、前期計画にもあるように、今後も引き続き、学校の規模を一定の大きさに再編する必要があると考えます。

第4 学校の適正規模・適正配置における市立学校の再編 【後期計画】

1 市立学校再編の基本的な考え方

複式学級を設置している学校は、平成27年度5月現在、府基準による学級編制で7校（在籍児童のいない学年がある学校が2校）あり、平成33年度には、9校になる見込みです。（平成26年度末で複複式学級設置校であった川合小学校と三岳小学校の2校が閉校）平成33年度の複式学級設置校9校のうち、複複式学級の設置が、4校になることが見込まれます。

後期計画では、前期計画で示した基本方針や市立学校の現状と今後の推移を踏まえ、加速する児童数の減少と学校の小規模化に対応する教育環境の改善を早期に図ることとし、保護者と地域住民の理解と協力を得ながら、教育の機会均等の確保と教育効果を高めるために、平成32年度までを目標に、できるだけ早期に学校再編を進めます。

学校再編は、統廃合を基本に進め、複式学級の解消を念頭に検討します。小学校は、基本的に現在の中学校区単位での統廃合を原則としますが、地理的条件等に応じて統合相手校を総合的に検討し、中学校は、今後の生徒数の推移を見守ります。児童生徒数の将来推計も要因に統合を検討します。

後期計画における基本的な再編の進め方は、

- ① 子どもたちの成長を考えるとできるだけ早い対応が必要なこと
- ② まずは、保護者の理解を得た上で、地域住民の理解と協力を得て進めることの視点を踏まえ、要望のある地域の学校から進めることとします。

（1） 再編のための検討手順

- ① 学校の沿革及び学区の概況（学校の歴史、児童生徒数推移、小学校と中学校の学区の関係、地域の状況）、小中学校の接続関係
- ② 現在の学校のままでの児童生徒数、学級数の将来推計
- ③ 隣接校も含めた児童生徒数、学級数の将来推計
- ④ 隣接校との地理的状況、通学上の安全性、通学手段、その他特記事項

（2） 手法の検討

ア 対象校の将来推計

複式学級の解消が課題であるため、対象の学校は推進の時点または将来的に複式学級がある学校とします。

イ 隣接校の学校規模

当該隣接校が、適正規模を満たしているか、あるいは適正規模の許容範囲を上回る規模かを将来にわたって把握し検討します。

ウ 通学距離

統合後に通学することになる学校の通学距離は小学校4km、中学校6km以内が適切ですが、それを超える場合であっても、公共交通機関やスクールバスを

利用することが可能と考えられる場合には、児童生徒の負担を考慮しながら検討します。また、徒歩あるいは公共交通機関やスクールバスを利用した場合においても、所要時間は1時間程度を目安とします。

(3) 相手校の検討

ア 相手校検討の順位

隣接校が複数存在し、その中に適正規模もしくは望ましい規模未満の学校がある場合には、まず、その学校との統廃合による適正規模確保の可能性を検討し、次に適正規模の基準を満たす学校との統廃合について検討します。

イ 統合後の学校規模

統合後の学級数については、小学校6学級以上、中学校3学級以上を満たし、かつ、25学級以上の大規模校とならないよう検討します。さらに、教育効果の視点から、20人程度で構成する学級集団を弾力的な目安とし、将来的にも各学年に1学級以上のある学校を確保できるよう検討します。

ウ 地理的接続状況、通学上の安全性

隣接校との道路との接続状況については、安全面や児童生徒の負担などに大きな問題がないということを前提に検討します。通学距離や利便性、地形の状況などを勘案し、もっとも条件がよいと思われる学校を総合的に判断します。地域コミュニティや学校及び地域の歴史・文化等の要素も含みます。

(4) 通学支援

通学距離が、小学校は概ね4kmを超える場合には、公共交通機関の利用やスクールバスなどによる通学など負担軽減を図る支援等について検討します。

なお、文部科学省の「公立小中学校の適正規模・適正配置に関する手引」では、スクールバスなどの交通機関の利用を前提に、通学時間を1時間程度とし、本市の学校教育改革推進プログラム前期計画と同様の基準を打ち出しています。

(5) 学校跡地利用

学校統廃合による跡地は、地域づくりの貴重な資源として、「福知山市公共施設マネジメント実施計画」に基づき、活用方法が多角的に検討されることとなります。

(6) その他の留意事項

ア 自治会の区域との関係

イ 学区の分割による適正規模の確保

中学校区の学校を原則としますが、地理的条件等に応じて統合相手校を総合的に検討します。

2 学校再編等に係る後期の実施計画

(1) 計画期間

平成28年度から平成32年度の5年間を目標に進めます。

(2) 小学校における再編対象

ア 複式学級が設置される学校を対象として複式学級を解消し、各学年に単学級を確保します。

イ その上で単学級が確保されたとしても、一定の学級規模（20人程度）を確保することにより、学級内での学び合いを高めることをねらいとします。

ウ 市内小学校を全校で現在の22校から14校（複式学級の解消）～16校（京都府並の1校当たりの平均児童数）を目途に再編します。

平成33年度までに複式学級の設置が見込まれる学校 (※複複式学級設置校など4学級以下の学校)	再編が考えられる相手校	
	中学校区の小学校	
天津小学校(※)	修斉小学校	成和中学校区
上六人部小学校	中六人部小学校 下六人部小学校	六人部中学校区
中六人部小学校(※)	上六人部小学校 下六人部小学校	六人部中学校区
金谷小学校(※)	上川口小学校	川口中学校区
佐賀小学校(※)	遷喬小学校 成仁小学校	日新中学校区
菟原小学校	細見小学校	三和中学校区
細見小学校	菟原小学校	三和中学校区
美鈴小学校(※)	美河小学校 有仁小学校	大江中学校区
有仁小学校	美河小学校 美鈴小学校	大江中学校区

(3) 中学校における再編対象

現在推計が可能な平成38年までに複式学級が設置される学校はありません。しかし、三和中学校においては、平成29年度入学の生徒数が10名以下となることが現時点で推測され、教育活動に影響を及ぼすことが懸念されます。

(4) 小中一貫校「義務教育学校*」の推進

夜久野学園で培った教育活動の成果を生かし、平成28年度から施行される「義務教育学校*」の制度化に応じて、保護者や地域の理解と協力のもと、学校規模や地域的要件が適している、三和地域、大江地域の小・中学校を統合し、「義務教育学校*」（仮称 三和学園・大江学園）の設立をめざします。

(5) 安心安全な学習環境の確保

児童生徒が安心安全に学ぶことができる学校の立地条件の整備を優先課題とし、校舎の移転や学校の統廃合によるよりよい学習環境を確保します。

(土砂災害危険区域への指定、校舎の老朽化 等)

(6) コミュニティ・スクール*の推進

学校運営に関して、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むため、学校運営協議会を設置し、社会総がかりでの教育の実現に向けたコミュニティ・スクール*（学校運営協議会制度）の導入を進めます。

(7) 再編対象校の柔軟かつ総合的な検討

学校統合の中学校単位の原則を状況に応じて見直し、相手校を総合的に判断します。

(8) 小規模校の児童生徒への教育の充実

教育の機会均等を確保する観点から、文部科学省の「公立小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にある例を参酌しながら、小規模校のメリット（少人数を生かした指導の充実や特色あるカリキュラムの編成等）を最大限に生かすとともに、小規模校のデメリットを緩和する方策（社会性の涵養や多様な考えに触れる機会の確保、切磋琢磨する態度や向上心を高める方策等）を講じます。

第5 長期的な視野に立った福知山市の学校のあり方の検討

1 新たな諮問機関「第2次福知山市学校教育審議会」の立ち上げ

この「後期計画」は、平成28年度から平成32年度までの5年間を見通した計画です。その後のさらなる少子化など長期的な展望において、学校規模の状況や児童生徒数の将来推移、後期計画の進捗状況などを踏まえ、本市の学校教育のあり方や新たな再編計画を検討することが必要となります。そのための諮問機関として、平成31年度に「第2次福知山市学校教育審議会」を立ち上げ、本市の学校教育のあり方や新たな再編計画について、継続した検討を行います。

新たな視点として、全市的な小・中学校の通学区域の見直し、学校施設と公共施設を複合化した将来的な学校施設のあり方、平成33年度以降の新たな市立学校再編を計画する際、通学区域制度を弾力的に運用し、新たな学校の種類である「義務教育学校*」での小中一貫教育を希望する児童生徒について、区域外からの就学を認める「小中一貫特認校制度」や、地域と連携した特色ある教育活動を進め、区域外からの就学を認める「小規模特認校制度」の導入等、様々な可能性を検討します。

※ 特認校制度とは…

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるもの。

「小中一貫特認校制度」

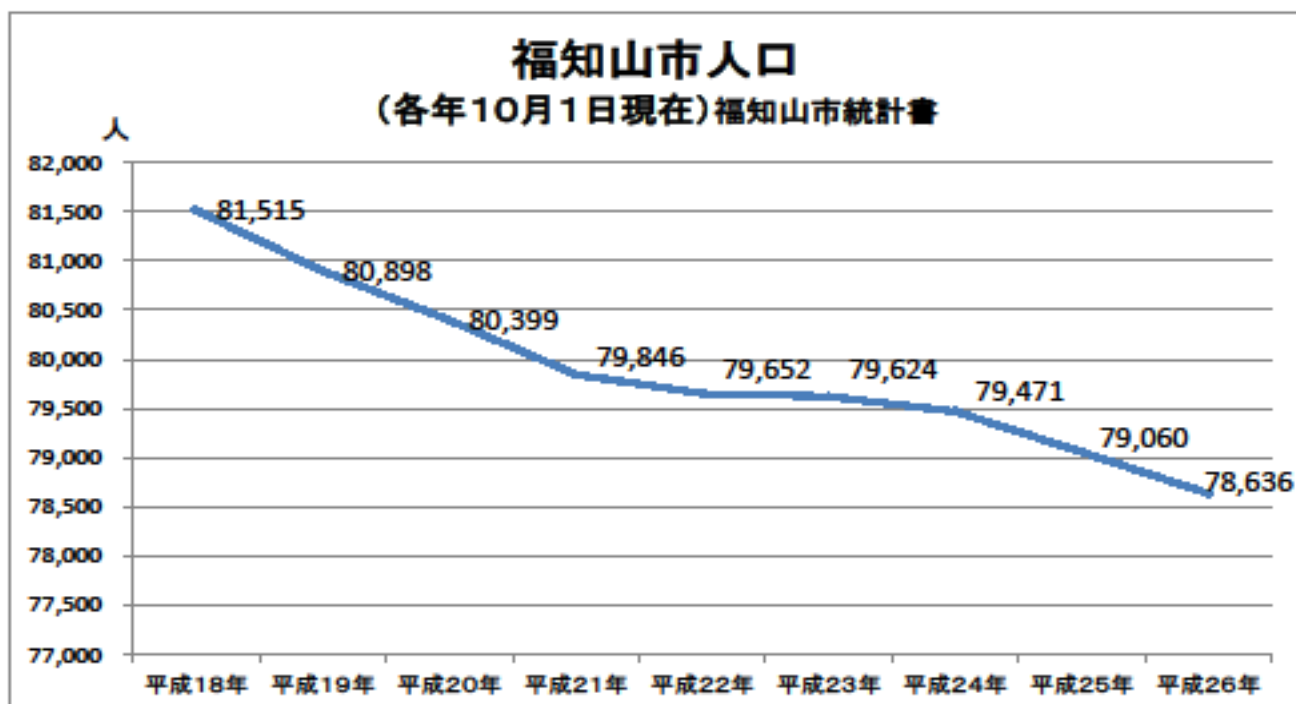
「義務教育学校*」は、小中一貫・連携教育推進におけるモデル校であり、特色ある小中一貫教育を展開していることから、そこで学びたい、学ばせたいという児童・生徒や保護者に、一定の条件のもと、入学・転入学を認める制度

「小規模特認校制度」

人口動態、少子化等に伴い、児童生徒数が著しく減少する小中学校において、歴史的な経緯、学校の特色、児童の適正等により小規模校の特性を生かした教育を希望する保護者の児童に、一定の条件のもと、特例措置として通学区以外からの入学・転入学を認め、学校規模の適正化及び受入校の活性化を図る制度

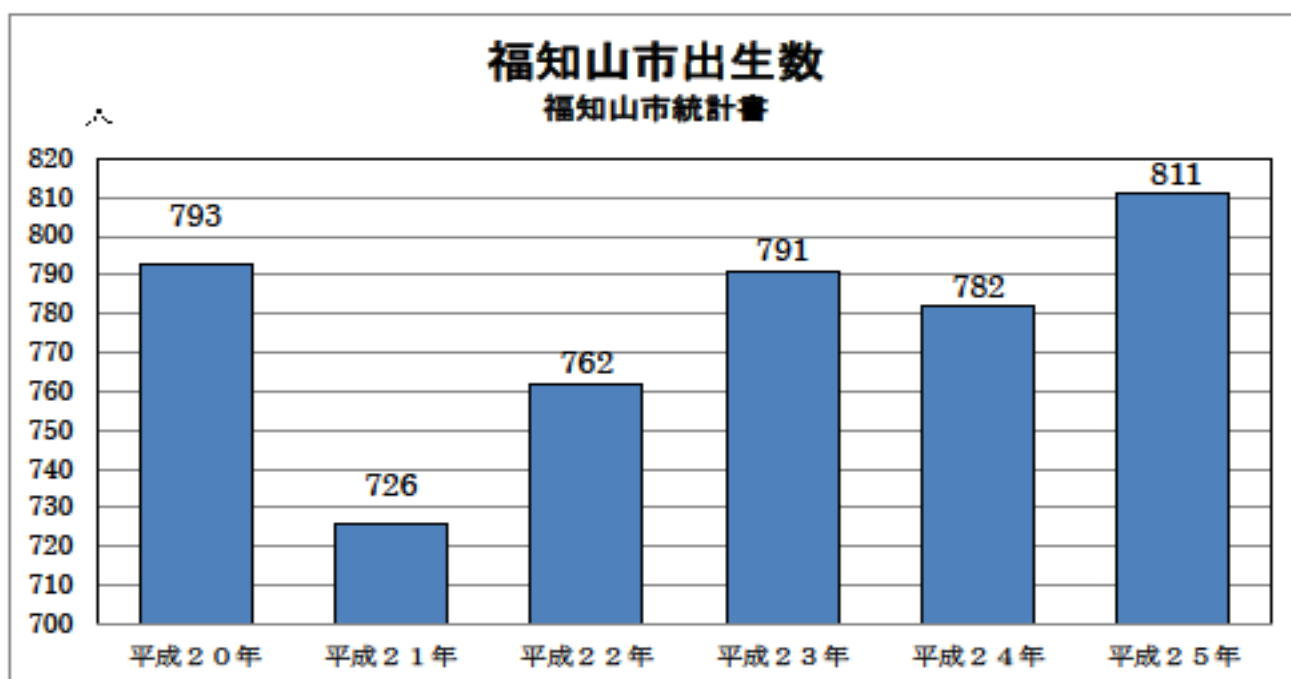
【関連資料】

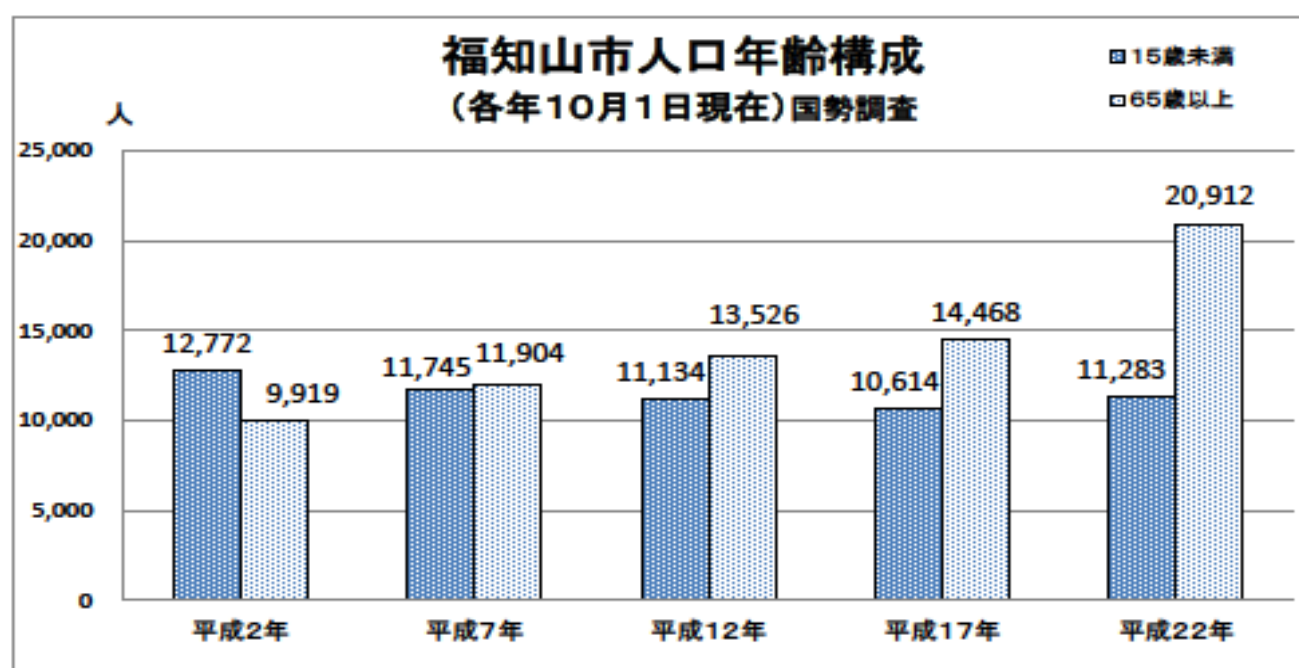
資料 1



(注) 平成22年は、国勢調査によるもの。

平成22年以外は、直前の国勢調査を基礎とし、毎月の出産、死亡、転入、転出を加減した推計人口によるもの。





子どもたちの 明日を拓く

全国学力・学習状況調査 について

平成19年度から全国の小学6年生と中学3年生を対象に、国語と算数・数学の学力と学習状況調査が行われています。

本年度はそれに理科を加えて、本市立学校の小学6年生と中学3年生を対象として4月21日に調査を実施しました。

全国学力・学習状況調査の目的

- 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

文部科学省

中学3年生においての正答率は、国語は全国平均を上回っていますが、数学と理科は全国平均を下回っています。「資料の提示方法を工夫し、その理由や意図を具体的に説明する力（国語）」「証明や数学的な解釈を説明する力（数学）」「知識を活用し、実験結果を説

学力調査の結果から

本市の小学6年生においては国語、算数、理科とも全国平均を上回っています。特に、漢字の読み書きや計算など、「主として知識」に関する問題の正答率は高く、小学校における日々の学習の積み上げと考えられます。

しかし、「文章を書く力（国語）」「日常生活で体験する問題（算数）」「実験結果から理由を考える問題（理科）」など、思考力・判断力・表現力を必要とする問題に課題が見られます。

明する力（理科）」などに課題があります。

今後さらに、小中一貫・連携教育の一層の推進を図るとともに、課題解決型学習（アクティブ・ラーニング）を取り入れるなど積極的に授業方法の改善を進め、子どもの学ぶ意欲の向上を図ります。

学習状況調査から

本市の傾向は、全国とほぼ一致しています。「宿題は毎日する」「学校の規則を守っている」「友達との約束を守っている」「地域行事に参加している」などに関しては、昨年同様、全国平均を上回っています。

本市の「平成27年度学校教育の重点」にあげ福知山市立学校で重点的に取り組んだ4項目を平成26年度平均と比較しました。

「1時間以上家庭学習をする」や「自分にはよいところがある」について、小学6年生、中学3年生は、ともに伸びました。

「自分のために、人のために、社会のために共に幸せを生きる人材の育成」（福知山市の教育目標実現のために

福知山市立各小・中学校では、今回の調査の結果を詳細に分析し、課題を明確

にするとともに、子どもたちのよさを生かした改善の道筋を明らかにして、各校の教育目標の実現、福知山市の教育目標の実現へ向けて全力で取り組みます。

「夢や目標を持ち、失敗を恐れず挑戦する」「自分が好き、ふるさと福知山が好き」と胸を張りたくましく生きる子どもに育つよう、学校・家庭・

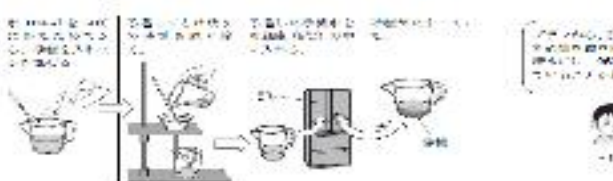
地域が連携を強め、地域総がかりで未来を担う子どもたちを育んでいきましょう。



小学校6年 理科問題より

① 実験の順序と実験結果

1. 水100gを、50℃の水100gと30℃の水100gを混合してから、200gの水と混合する。このとき、混合後の水温は約何度になるか。

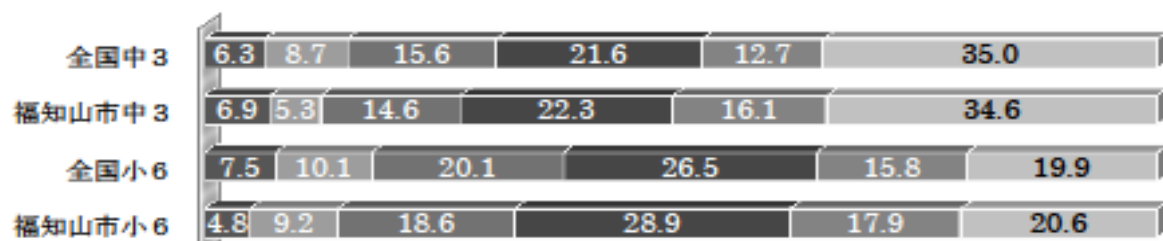


混合後の水温は約37.5℃になる。これは、50℃の水100gと30℃の水100gを混合したときの平均温度である。200gの水と混合すると、水温はさらに下がる。混合の順序によって、混合後の水温は異なる。混合後の水温は、混合前の水温の平均値に近い値になる。

平成27年度 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙回答結果の概要

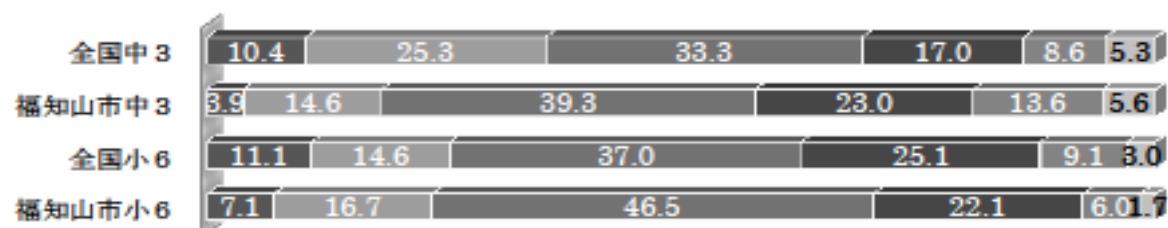
学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、読書しますか

■ 2時間以上 ■ 1～2時間 ■ 30分～1時間 ■ 10～30分 ■ 10分以下 ■ 全くしない



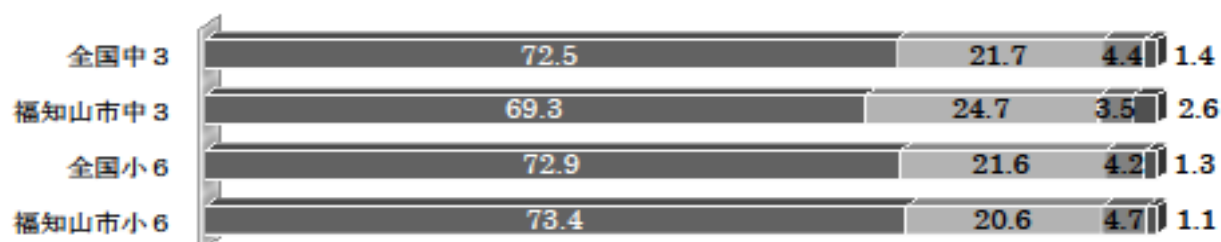
学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、勉強しますか

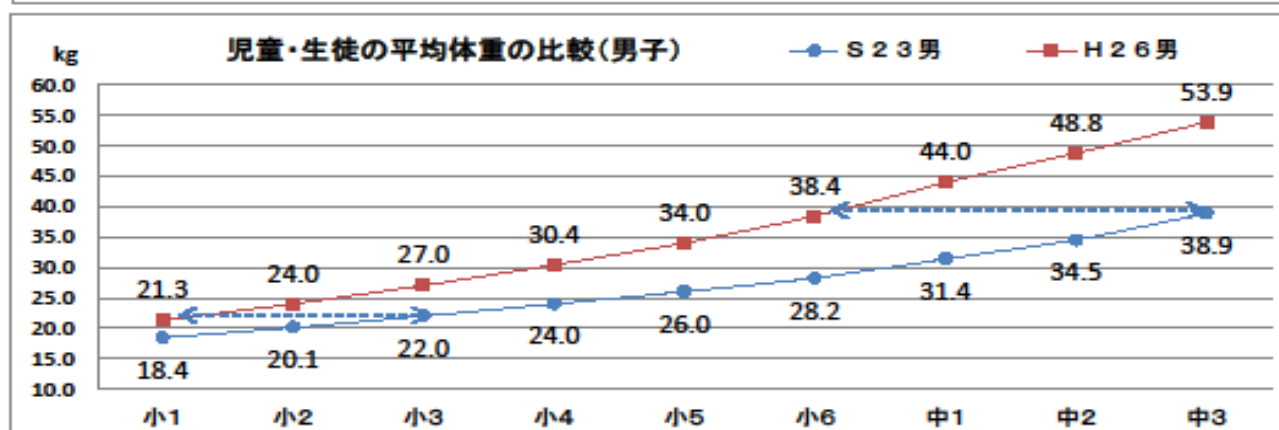
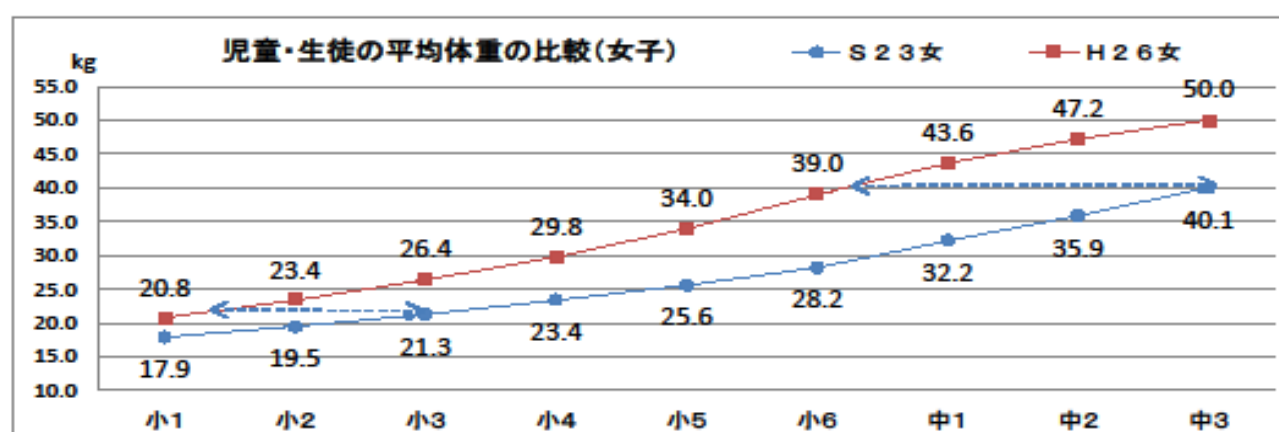
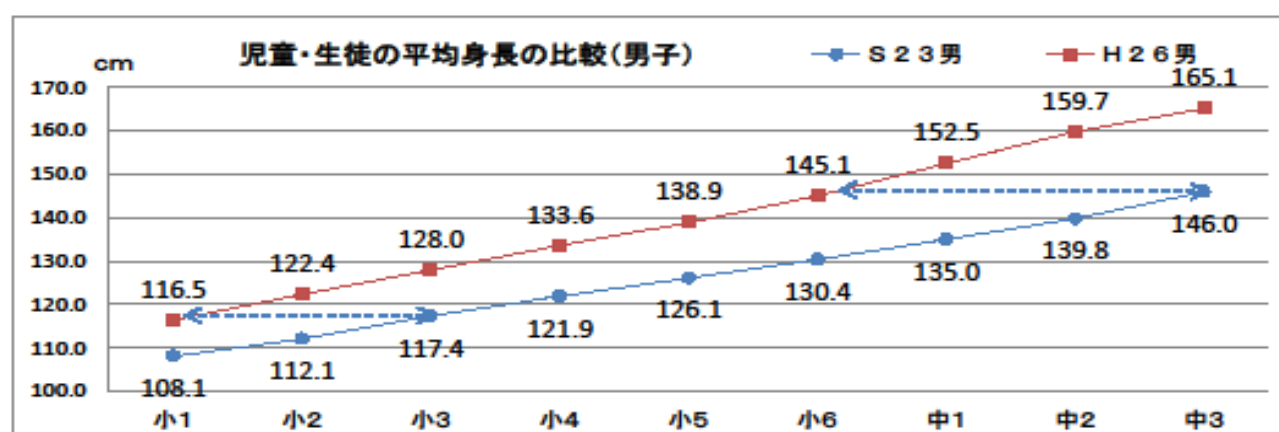
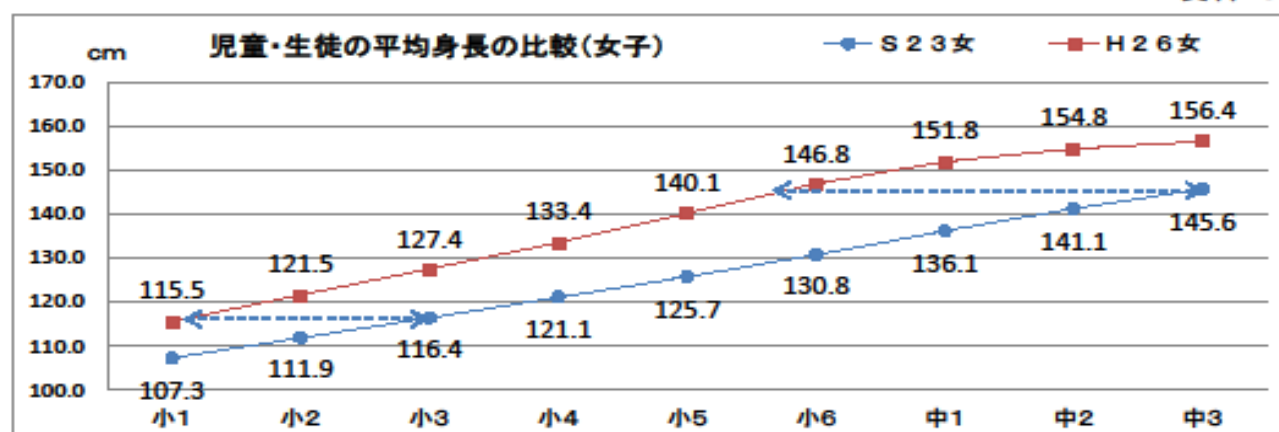
■ 3時間以上 ■ 2～3時間 ■ 1～2時間 ■ 30分～1時間 ■ 30分以下 ■ 全くしない



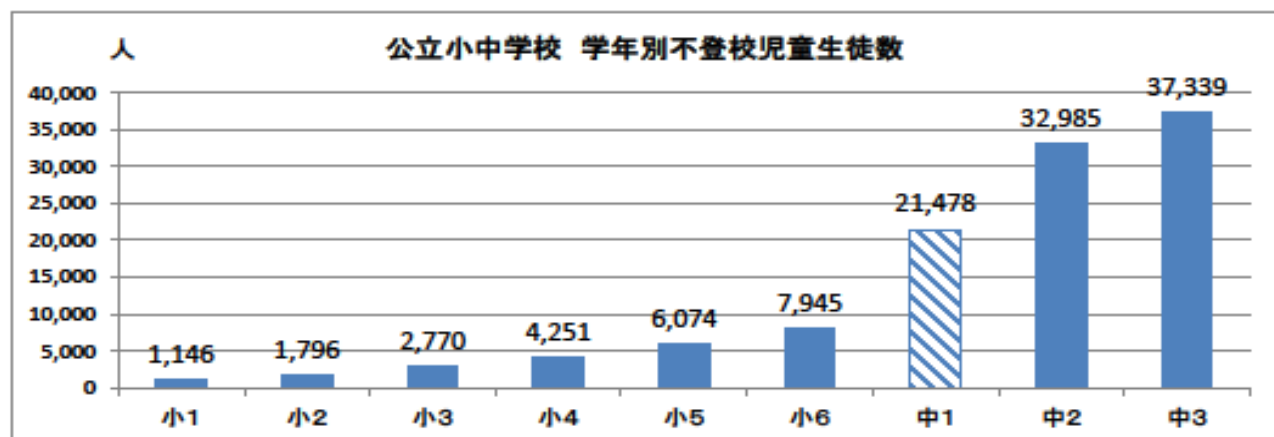
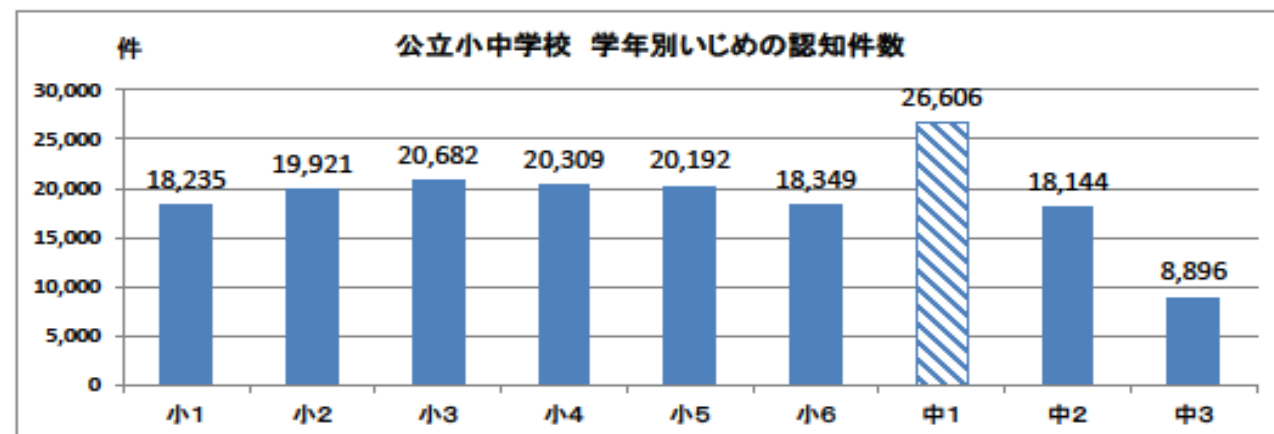
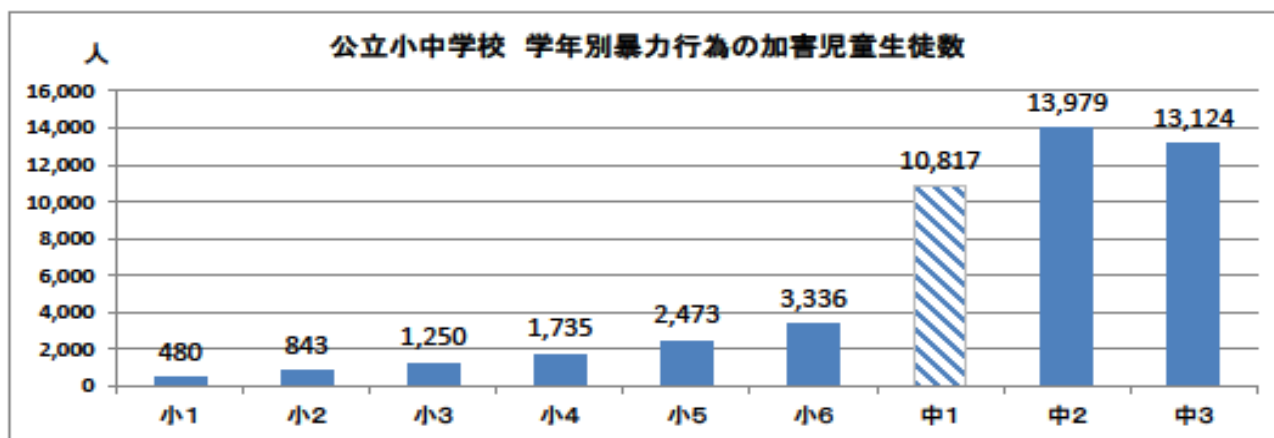
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある

■ 当てはまる ■ どちらかといえば当てはまる
■ どちらかといえば当てはまらない ■ 当てはまらない

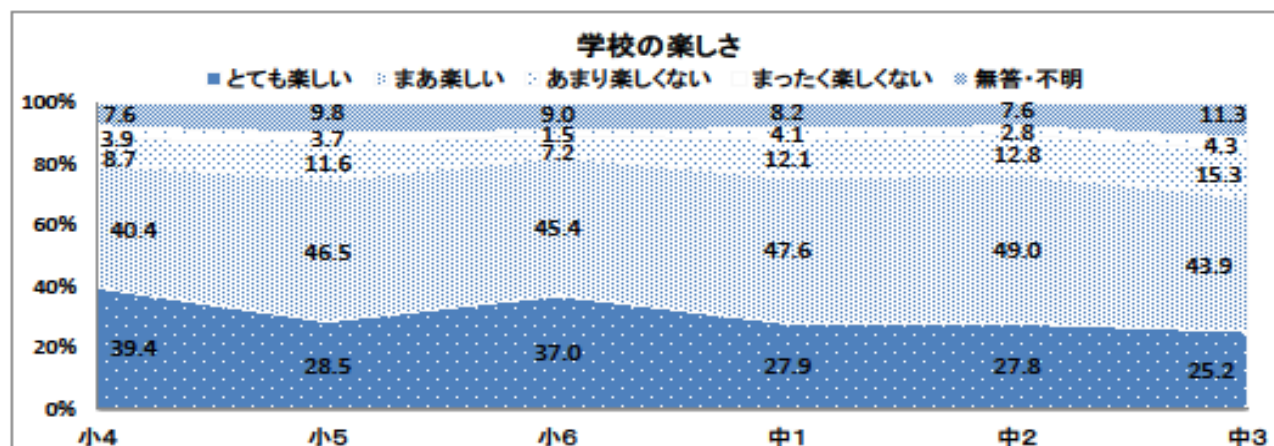




昭和23年度「学校衛生統計」及び平成26年度「学校保健統計」結果より



文科省 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果より



文科省 平成17年「義務教育に関する意識調査」結果より

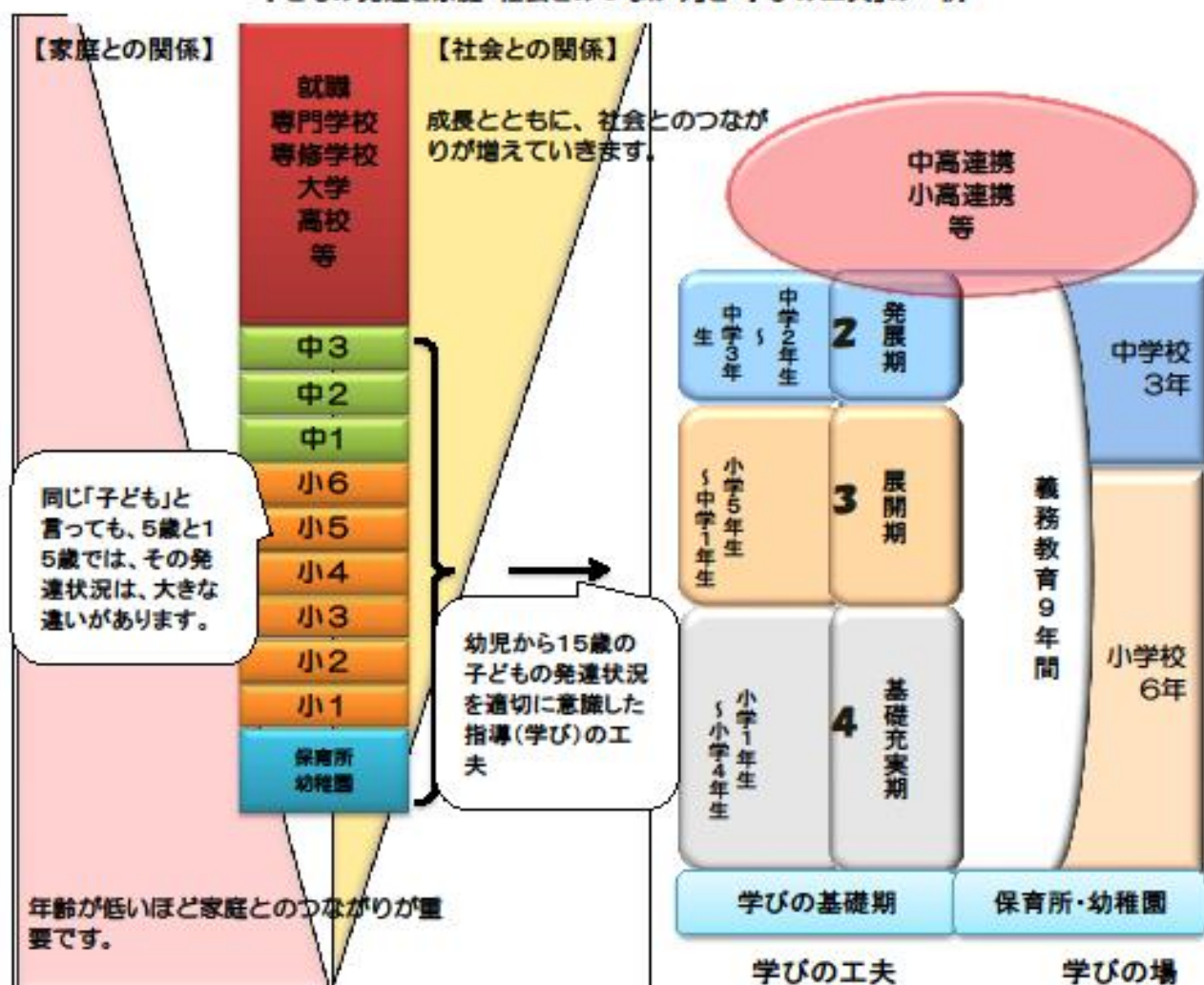
シームレス学園構想の基盤とする考え

子どもの発達や子どもを取り巻く環境(家庭・地域社会・学校(園)等とのつながり)を意識し、

- 学びの連続性を大切にした教育の工夫
- 学校・教職員の連携強化による教育の工夫
- 社会総がかりで取り組む教育の工夫

によって、「確かな学力(知)」「豊かな心(徳)」「健やかな体(体)」の調和のとれた育成を図り、生涯にわたる学習の基礎を培い、「生きる力」を備えた人間の育成をめざします。

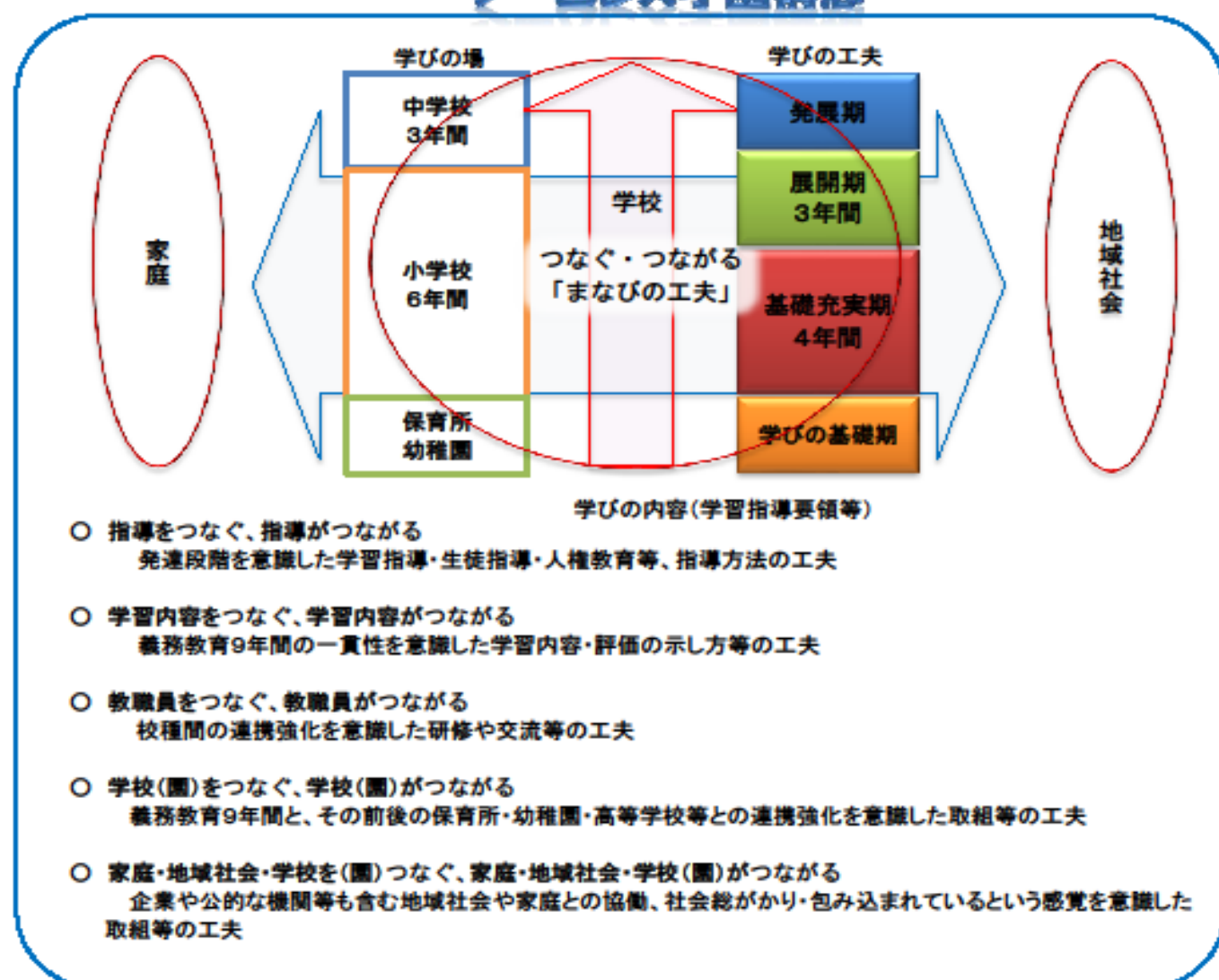
「子どもの発達と家庭・社会とのつながり」と「学びの工夫」の一例



「一人一人の発達状況」と「社会総がかり」を意識した教育の工夫

まなびをつなぎ 事をひろげる

シームレス学園構想

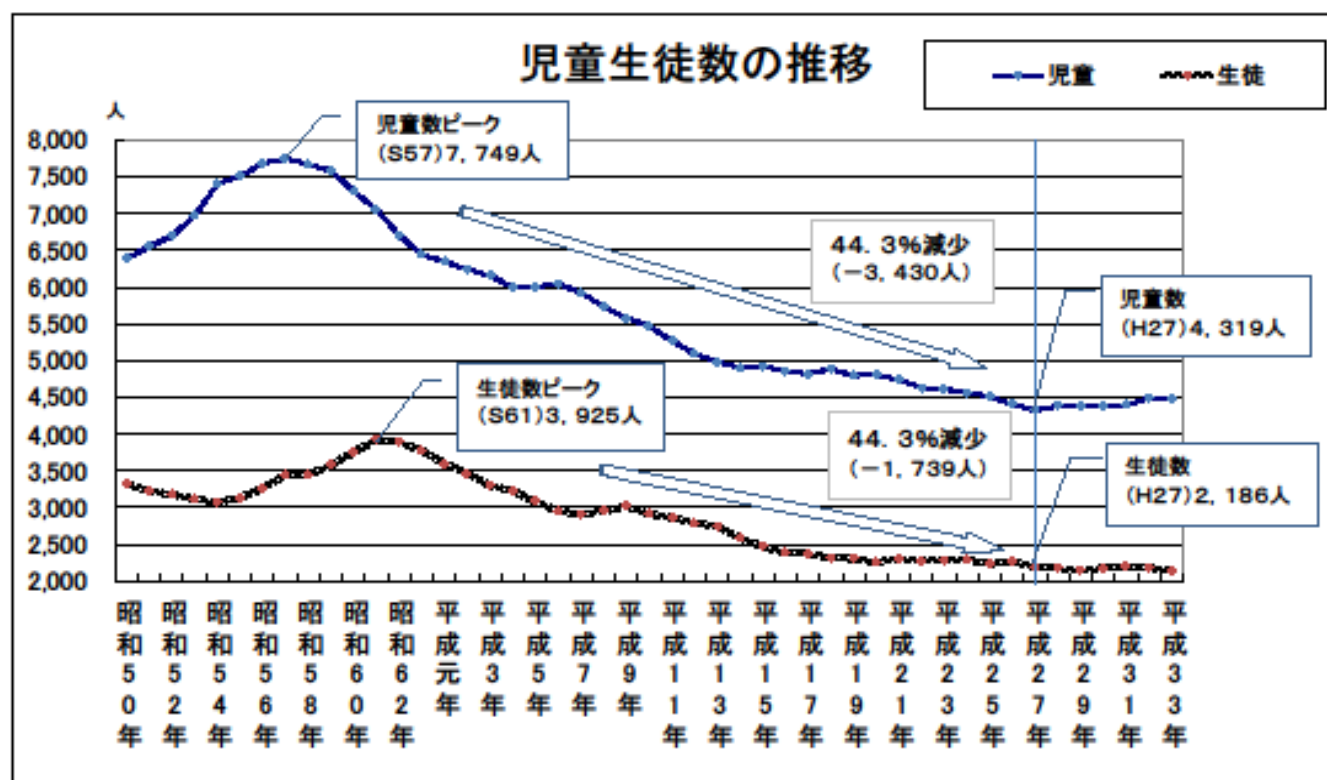


「生きる力」を支える「確かな学力(知)」「豊かな心(徳)」
「健やかな体(体)」の調和のとれた育成を図る

生涯にわたる学習の基礎となる
「展望する力」、「つながる力」、「挑戦する力」の育成を図る

社会の変化に対応できる「生きる力」を備えた
福知山市の「めざす子ども像が示す力」の育成を図る

福知山市児童生徒数の推移(昭和50年～平成33年)



	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年
児童数	6,389	6,550	6,701	6,974	7,406	7,507	7,686	7,749	7,672	7,582
生徒数	3,316	3,220	3,178	3,113	3,065	3,132	3,259	3,444	3,448	3,576
合計	9,705	9,770	9,879	10,087	10,471	10,639	10,945	11,193	11,120	11,158

美河小開校

美鈴小開校 有仁小開校

児童数ピーク

(美河小・美鈴小・有仁小)

(美鈴小・有仁小)

	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年
児童数	7,302	7,055	6,702	6,443	6,346	6,239	6,158	5,993	6,002	6,041
生徒数	3,753	3,925	3,891	3,770	3,595	3,461	3,298	3,227	3,078	2,947
合計	11,055	10,980	10,593	10,213	9,941	9,700	9,456	9,220	9,080	8,988

生徒数ピーク

金山小・天満小開校

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
児童数	5,922	5,736	5,578	5,470	5,271	5,092	4,981	4,900	4,922	4,853
生徒数	2,906	2,948	3,015	2,912	2,860	2,784	2,744	2,581	2,469	2,381
合計	8,828	8,684	8,593	8,382	8,131	7,876	7,725	7,481	7,391	7,234

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
児童数	4,820	4,886	4,795	4,806	4,736	4,627	4,611	4,558	4,512	4,402
生徒数	2,374	2,309	2,302	2,255	2,304	2,272	2,271	2,285	2,224	2,260
合計	7,194	7,195	7,097	7,061	7,040	6,899	6,882	6,843	6,736	6,662

市町村合併

金山小・上川口小統合 新築プログラム完了

夜久野学園開校

北原中・上川口中統合

(美河小・美鈴小・有仁小)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
児童数	4,319	4,386	4,376	4,387	4,401	4,481	4,485
生徒数	2,186	2,171	2,147	2,178	2,202	2,180	2,141
合計	6,505	6,557	6,523	6,565	6,603	6,661	6,626

H28以降は予測

川合小・美河小統合 新築プログラム完了

美河小・上川口中統合

児童生徒数と学級数の推移(平成27年5月1日現在 住民基本台帳による)

は複式学級が設置、または設置が見込まれる学校(平成28年度以降は、府基準より算出)

は複式学級が2学級

※ 斜体は欠学年あり(平成29～30年度まで金谷小は欠学年が2学年)

学校名		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
		児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
児童数	惇明小	542	20	588	21	600	21	638	22	640	22	667	23	660	23
	昭和小	628	23	634	24	654	24	664	24	694	24	722	25	731	26
	大正小	379	14	395	14	415	15	412	15	417	15	423	16	427	16
	雀部小	492	19	507	19	483	18	502	18	506	18	510	19	506	19
	鹿我小	99	6	103	6	94	6	91	6	87	6	85	6	90	6
	修斉小	400	14	388	13	372	13	356	12	345	12	343	12	339	12
	遷喬小	284	12	292	12	317	12	320	12	348	12	365	12	378	12
	天津小	29	5	30	5	35	5	32	5	28	5	25	5	23	4
	上豊富小	103	6	98	6	100	6	101	6	100	6	94	6	91	6
	上六人部小	39	5	36	5	30	4	26	4	25	4	29	5	33	5
	中六人部小	34	5	30	5	31	5	30	5	28	5	25	5	20	4
	下六人部小	382	14	373	13	372	13	378	13	354	12	366	12	372	12
	上川口小	95	6	99	6	92	6	92	6	83	6	83	6	78	6
	金谷小	26	4	28	4	21	3	17	3	19	3	15	3	19	4
	佐賀小	28	5	28	5	29	5	28	5	28	5	26	5	23	4
	成仁小	358	13	359	13	335	12	332	12	334	12	333	12	336	12
	菟原小	38	5	39	5	46	5	43	5	39	5	38	5	40	5
	細見小	66	6	64	6	61	6	51	6	52	5	46	5	46	5
	夜久野小	99	6	95	6	93	6	87	6	91	6	97	6	94	6
	美河小	124	6	126	6	125	6	123	6	117	6	126	6	129	6
	美鈴小	30	5	33	5	31	5	27	5	26	5	24	4	21	4
	有仁小	44	5	41	5	40	5	37	5	40	5	39	5	29	5
	合計	4,319	204	4,386	204	4,376	201	4,387	201	4,401	199	4,481	203	4,485	202
生徒数	桃映中	229	7	234	7	228	7	241	8	247	8	254	8	237	7
	南陵中	531	15	532	15	554	15	548	15	580	16	592	17	622	18
	成和中	302	9	302	9	271	9	280	9	265	9	270	9	252	9
	六人部中	233	7	242	8	234	7	234	7	238	7	227	7	221	7
	川口中	72	3	71	3	69	3	64	3	65	3	55	3	57	3
	日新中	574	15	566	15	588	16	597	16	603	16	576	15	565	15
	三和中	64	3	53	3	41	3	51	3	52	3	64	3	53	3
	夜久野中	78	3	70	3	65	3	60	3	48	3	43	3	39	3
	大江中	103	3	101	3	97	3	103	3	104	3	99	3	95	3
	合計	2,186	65	2,171	66	2,147	66	2,178	67	2,202	68	2,180	68	2,141	68

※ 平成27年度は、5月1日現在の児童生徒数の実数

平成28年度は、平成21年4月2日～平成22年4月1日に生まれた子どもの数を加えた数

平成29年度は、平成22年4月2日～平成23年4月1日に生まれた子どもの数を加えた数

平成30年度は、平成23年4月2日～平成24年4月1日に生まれた子どもの数を加えた数

平成31年度は、平成24年4月2日～平成25年4月1日に生まれた子どもの数を加えた数

平成32年度は、平成25年4月2日～平成26年4月1日に生まれた子どもの数を加えた数

平成33年度は、平成26年4月2日～平成27年4月1日に生まれた子どもの数を加えた数

※ 学級数に特別支援学級は含まない。

公立小学校 地域別・児童数(平成26年5月1日現在)

	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市立を 除く計	京都市立	計	福知山市
学校数	18	78	40	53	38	227	173	400	22
学級数	343	1,268	397	549	305	2,862	2,532	5,394	204
1校あたりの 平均学級数	19.06	16.26	9.93	10.36	8.03	12.61	14.64	13.49	9.27
児童数合計	8,562	32,356	7,071	10,811	5,020	63,820	63,169	126,989	4,316
1校あたりの 平均児童数	475.67	414.82	176.78	203.98	132.11	281.15	365.14	317.47	196.18
1学級あたりの 平均児童数	24.96	25.52	17.81	19.69	16.46	22.30	24.95	23.54	21.16

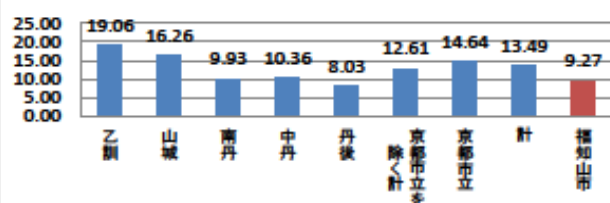
山城に1校、京都市立に3校の分校を含む。福知山市は平成27年度

公立中学校 地域別・生徒数(平成26年5月1日現在)

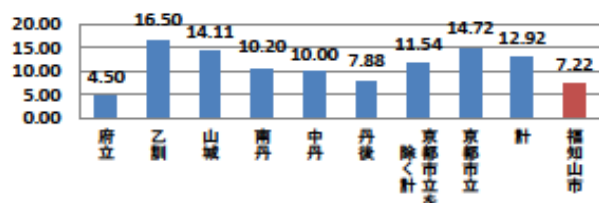
	府立	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市立を 除く計	京都市立	計	福知山市
学校数	2	8	35	15	22	17	99	76	175	9
学級数	9	132	494	153	220	134	1,142	1,119	2,261	65
1校あたりの 平均学級数	4.50	16.50	14.11	10.20	10.00	7.88	11.54	14.72	12.92	7.22
生徒数合計	359	3,926	15,143	3,932	5,858	3,247	32,465	31,017	63,482	2,186
1校あたりの 平均生徒数	179.50	490.75	432.66	262.13	266.27	191.00	327.93	408.12	362.75	242.89
1学級あたりの 平均生徒数	39.89	29.74	30.65	25.70	26.63	24.23	28.43	27.72	28.08	33.63

京都市立に1校の分校を含む。福知山市は平成27年度

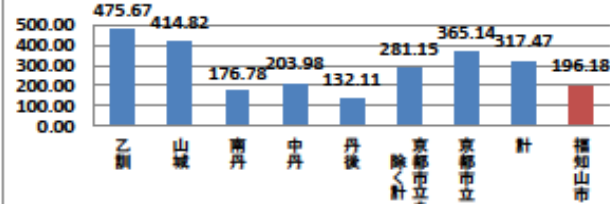
公立小学校・1校あたりの平均学級数



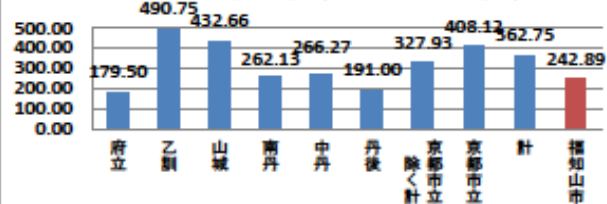
公立中学校・1校あたりの平均学級数



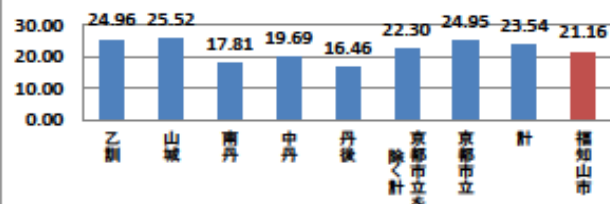
公立小学校・1校あたりの平均児童数



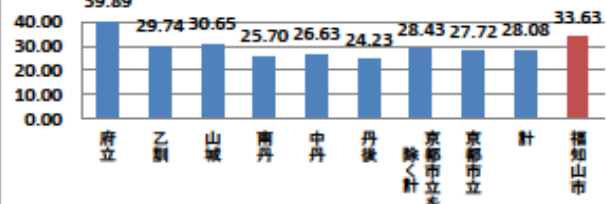
公立中学校・1校あたりの平均生徒数



公立小学校・1学級あたりの平均児童数



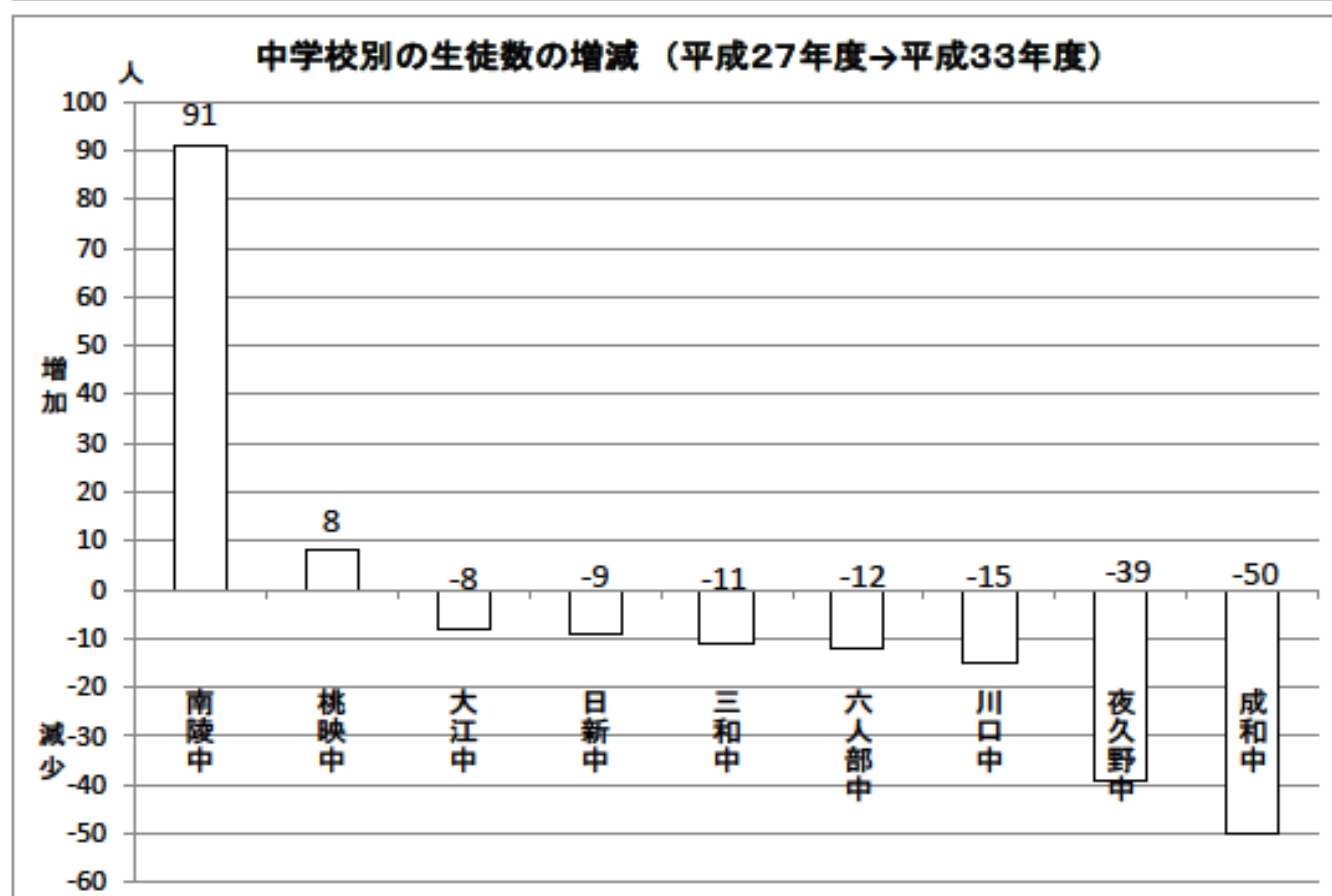
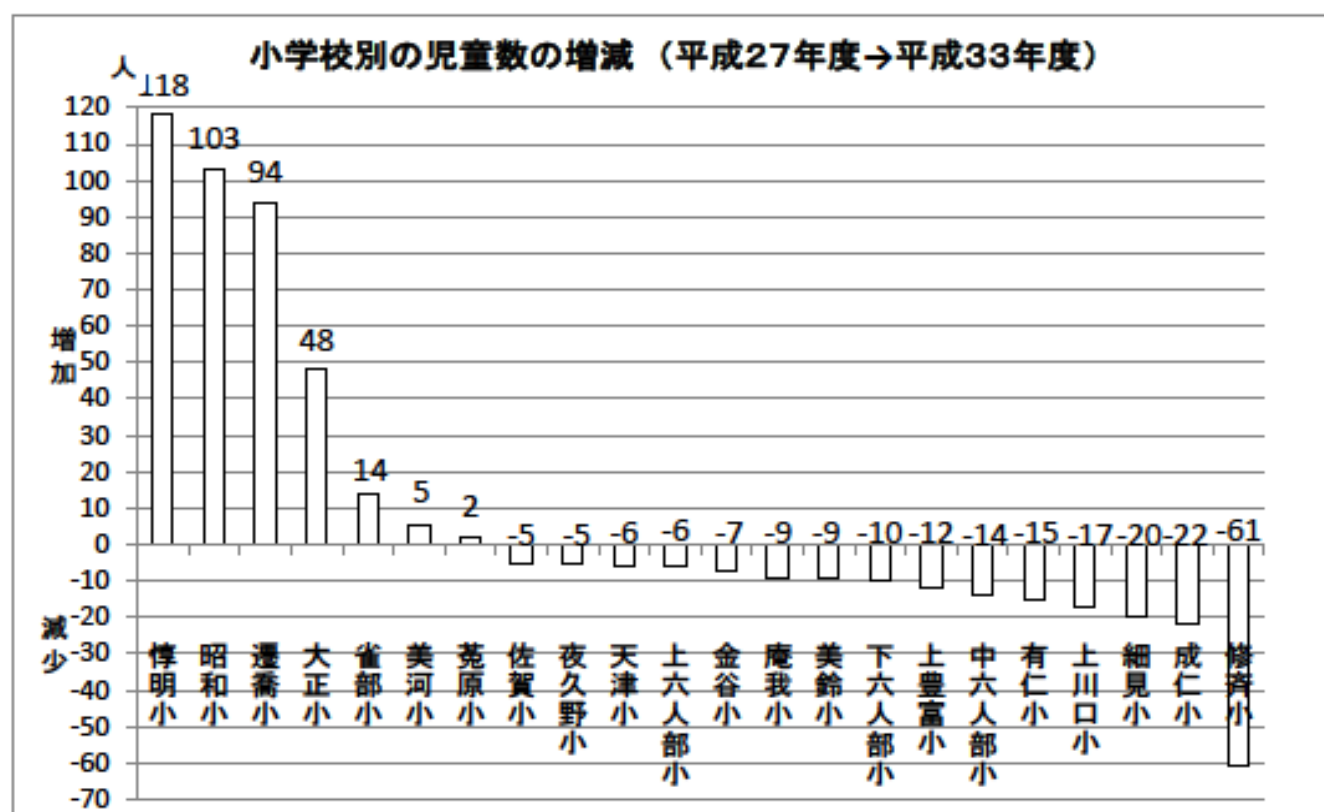
公立中学校・1学級あたりの平均生徒数



市内小中学校の学校規模(平成27年5月現在)

小中学校	学校規模 (文科省手引による)	学校規模 (本市の考え)	学級数		学校名 ()は特別支援学級の外数 公誠小学校は、H22から休校中
小学校 22校	複式学級が存在する 規模 1～5学級 ※学年が欠けている 場合を含む	再編対象規模 1～5学級	複式 学級 設置 校	4学級	金谷小学校＜複式学級1、欠学年1＞
				5学級	中六人部小学校・天津小学校(1)・佐賀小学校 菟原小学校・美鈴小学校・有仁小学校(1)
			5学級 (※)		上六人部小学校＜欠学年1＞
	クラス替えができない 規模 6学級	クラス替えができない 規模 (許容範囲) 6学級	6学級	庵我小学校・上川口小学校(1)・上豊富小学校 細見小学校・美河小学校(1)・夜久野小学校(2)	
	全学年ではクラス替え ができない規模 7～8学級	全学年ではクラス替え ができない規模 (許容範囲) 7～8学級	7～8学級	該当校なし	
	半分以上の学年でクラ ス替えができる規模 9～11学級	半分以上の学年でクラ ス替えができる規模 (許容範囲) 9～11学級	9～11学級	該当校なし	
	標準的な規模 12～18学級	標準的な規模 12～18学級	12学級	遷喬小学校(1)	
			13学級	成仁小学校(1)	
			14学級	大正小学校(3)・修斉小学校(2)・下六人部小学校(2)	
	標準を超える 規模 19～24学級	標準を超える 規模 (許容範囲) 19～24学級	19学級	雀部小学校(2)	
			20学級	惇明小学校(3)	
			23学級	昭和小学校(2)	
中学校 9校	クラス替えができない 規模 3学級	クラス替えができない 規模 (許容範囲) 3学級	3学級	川口中学校(2)・夜久野中学校(1)・三和中学校(1) 大江中学校(1)	
	全学年ではクラス替えが できる学年が少ない規模 4～5学級	全学年ではクラス替えが できる学年が少ない規模 (許容範囲) 4～5学級	4～5学級	該当校なし	
	全学年でクラス替えがで き、同学年に複数教員を 配置できる規模 6～8学級	全学年でクラス替えがで き、同学年に複数教員を 配置できる規模 (許容範囲) 6～8学級	7学級	桃映中学校(2)・六人部中学校(2)	
	全学年でクラス替えがで き、同学年での複数教員配置や 免許外指導の解消が可能な 規模 9～11学級	全学年でクラス替えがで き、同学年での複数教員配置や 免許外指導の解消が可能な 規模 (許容範囲) 9～11学級	9学級	成和中学校(2)	
	標準的な規模 12～18学級	標準的な規模 12～18学級	15学級	南陵中学校(2)・日新中学校(1)	

【参考】 学校教育法施行規則 第41条 小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。…(中学校に準用)
文科省では、小中学校ともに25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校としており、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促している。本市に該当校はない。



【用語解説】

○ 小1 プロブレム

入学したばかりの1年生で、「集団行動がとれない」、「授業中座ってられない」、「話を聞かない」など学校生活になじめない状態が継続すること。

○ 中1 ギャップ

児童が、小学生から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校や問題行動等につながっていく事態。（明確な定義はない）

中学生になると「授業の理解度」「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について肯定的回答をする生徒の割合が下がり、「学習上の悩み」として「上手な勉強の仕方がわからない」と回答する数や暴力行為の加害者数、いじめの認知件数、不登校者数が中学1年生になったときに大幅に増える傾向があること。

○ 義務教育学校

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、学校教育法の改正により制度化された、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校の種類。

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すことを目的とし、修業年限を9年間（ただし、小学校と中学校の学習指導要領を準用するため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保）として、9年間の教育目標の設定と9年間の系統性を確保した教育課程の編成を行う。

設置者の判断により、小・中学校の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設することができ、一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替えや移行が可能となる。

1人の校長で、一つの教職員組織とするが、統括担当の副校長または教頭を1人配置し、教職員定数は、小学校の定数と中学校の定数の合計数と同じくする。

教員は小・中両免許を併有することを原則とするが、当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進する。

施設の一体・分離を問わず設置が可能。

○ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）を設置している学校。教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定する。

学校運営協議会は、学校運営に関して教育委員会及び校長（園長）の権限の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や幼児、児童生徒の健全育成に取り組む。

主な役割として、「教育課程の編成に関すること」「学校経営計画に関すること」「学校予算の執行に関すること」「その他、校長が必要と認めること」について協議会の承認を得るものとしている。（福知山市学校運営協議会規則）

○ アクティブ・ラーニング

主体的・協働的な学び。教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

○ インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（障害者の権利に関する条約第 24 条）

○ 合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。（障害者の権利に関する条約第 2 条）

○ 21 世紀型能力

「21 世紀を生き抜く力をもった市民」としての日本人に求められる能力であり、「基礎力」「思考力」「実践力」から構成される。「生きる力」としての知・徳・体を構成する資質・能力から、教科・領域横断的に学習することが求められる能力を資質・能力として抽出し、これまで日本の学校教育が培ってきた資質・能力を踏まえつつ、それらを「基礎」「思考」「実践」の観点で再構成した日本型資質・能力の枠組み。思考力を中核とし、それを支える基礎力と、使い方を方向づける実践力の三層構造として、国立教育政策研究所がイメージを整理した。

- ・ 道具や身体を使う「基礎力」とは、言語や数量、情報などの記号や自らの身体を用いて、世界を理解し、表現する力（言語スキル、数量スキル、情報スキル）
- ・ 深く考える「思考力」とは、一人一人が自分の考えを持って他者と対話をし、考えを比較吟味して統合し、よりよい答えや知識を創り出す力、さらに次の問いを見つけ、学び続ける力（問題解決・発見力、創造力、論理的・批判的思考力、メタ認知、適応的学習力）
- ・ 未来を創る「実践力」とは、生活や社会、環境の中に問題を見だし、多様な他者との関係を築きながら答えを導き、自分の人生と社会を切り開いて、健やかで豊かな未来を創る力（自律的活動力：自己、人間関係形成能力：他者・集団、社会参画力（持続可能な未来づくりへの責任）：社会・命・自然）

○ 小中一貫型小学校・中学校（仮称）

独立した小・中学校が、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができる。学校の種類としては、通常の小学校と中学校にあたる。

一般的な小中連携とは異なり、9年間の教育目標の明確化や当該教育目標に則した教科等ごとの9年間一貫した系統的な教育課程の編成・実施を要件とすることで、義務教育学校同様、設置者の判断により、小・中学校の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設することができ、一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替えや移行が可能となる。

修業年限は、小・中学校と同じで、校長や教職員組織は学校ごとに置く。